

会議録

会議の名称	平成30年度第2回和泉市適正就学対策審議会
開催日時	平成31年1月30日（水）午後7時から午後8時55分まで
開催場所	和泉市コミュニティセンター 1階中集会室
出席者	・和泉市適正就学対策審議会委員 16名 吉川茂樹・松田義人・冷水啓子・松井雄三・樹下堅・中塚寿次・井上樹・坂本健治・飯阪光典・友田博文・辻二郎・松葉善太良・遠光隆・橋本和昌・森島淳夫・松岡早代 ・事務局 15名 教育委員会 小川秀幸・森吉豊・並木敏昭・大槻亮志・立花達也・上田茂幸・大野浩昭・阪下誠・東直樹・武市久美子・山本暢子・岩井靖久 - 市長公室 資産マネジメント担当 小泉充寛・木下明信・山本謙
会議の議題	・議事 ・槇尾中学校区の今後のあり方について
会議の要旨	・前回の主な意見、今後の手続き、教育内容、学校建設・通学、跡地利用について説明を受け、審議を行った。 ・槇尾中学校区における施設一体型義務教育学校（小中一貫校）の特認校の導入について、学校の場所は次回に意見集約を図ることとし、次回には事務局から答申案を示したうえで、引き続き審議を行うこととした。
会議録の作成方法	☒ 全文記録 ☐ 要点記録
会議の作成方法	☒ 会議の議長の確認を得ている ☐ 出席した構成員全員の確認を得ている ☐ その他（ ）
その他の必要事項	傍聴人 3名

和泉市適正就学対策審議会会議録

平成31年1月30日

事務局	それでは、第2回和泉市適正就学対策審議会の開催をお願いいたします。本日の出席委員は、16名でございます。 和泉市適正就学対策審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会は成立しております。 また、和泉市審議会等の設置及び運営に関する規則第10条により、本審議会は、公開としております。 それでは、まず、教育長より、ご挨拶申し上げます。
教育長	皆さま、こんばんは。 第2回和泉市適正就学対策審議会開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。 委員の皆さまにおかれましては、平素より本市教育行政の推進に、多大なるご理解ご協力をいただきまして、ありがとうございます。また本日は、平日のこのような時間に関わりませずご出席いただき、重ねて御礼申し上げます。 まず、12月に開催いたしました第1回の審議会におきましては、事務局からの説明の後、様々な角度から非常に貴重なご意見をいただき、今後の取組みにおける内容整理の参考にさせていただきました。ありがとうございます。 また、改めまして、臨時委員の皆さまの地域、子どもたちへの熱い思いを感じた次第でございまして、槇尾中学校区における学校施設について、地域とともによりよい教育環境を確保していく必要性を再確認したところでございます。 本日につきましては、吉川会長の進行のもと、テーマごとに、委員の方々の意見を確認させていただき、今後における審議会としての意見集約につながりますよう、よろしくお願い申し上げます。以上、はなはだ簡単ではございますが、ご挨拶に代えさせていただきます。 本日もどうぞよろしくお願いいたします。
事務局	それでは、これよりの進行につきましては、吉川会長をお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。
会長	皆さま、こんばんは。 本日は、12月の審議会に引き続き、事務局から諮問を受けました、槇尾中学校の敷地を活用し、施設一体型小中一貫校の特認校を槇尾中学

事務局	校区に導入することについて審議をさせていただきます。 まずは、前回における内容確認、本日の進め方について、事務局より説明願います。 前回の審議会では、諮問に至った背景となる、児童・生徒数の推移や先例である、南松尾はつが野学園の様子、特認制度の経過をはじめ、想定される教育内容、新校の建設、通学、跡地利用の考え方を説明するとともに、保護者を対象に実施しましたアンケート調査の結果などについてご報告を行ったものでございます。 その後、委員の皆さまから、一言ずつ、ご意見、ご感想をいただくとともに、追加の資料提供につきましてもご意見を頂戴いたしました。 その主な内容を整理したものが、3ページ、資料1のとおりでございます。まず、内容を確認させていただきます。 まず、ア、手続きに関する意見としまして、地域への情報提供の必要性に関する意見を伺いつつ、来年度の特認の状況の資料提供やコミュニティへの配慮、南松尾小中学校の時の事例を参考にした、不安解消に努めることなどをご意見いただきました。 次に、イ、教育内容につきましては、特に多くのご意見を頂戴しまして、他市の事例紹介を求める意見の他、「いじめへの課題対応」をはじめ、特色づくりの必要性、4ページに移りまして、特認として、2クラスにすること、1クラスあたりの人数についての意見などを頂戴しました。 また、南横山の自然環境の活用の意見を伺いつつ、小中一貫校とすることに期待する意見などを頂戴しました。 次に5ページをお願いします。 ウ、学校建設、通学関係の意見でございますが、まず、槇尾中学校の敷地を活用することに危惧する旨の意見を頂戴し、交通安全対策に関する意見、資料提供に関する意見がございました。 その他、地域、特認両方において通学バスに関する意見をいただきました。 次に6ページをお願いします。 エ、横山小学校の跡地利用に関しまして、避難活動に関する意見や具体の活用に関する意見がございました。 オ、南横山小学校の跡地利用に関しましては、地域も利活用でき、その情報提供が積極的に必要であることに加え、教育活動としての利用に関する意見がございました。 前回の主な意見は、以上でございます。 続きまして、本日の進め方でございますが、本日につきましては、審議の内容を、4点に分類し、議論をお願いしたいと考えております。1
-----	--

会長	点目は、資料２としまして、前回の意見を踏まえた、「今後の手続き」に関して、２点目は、資料３としまして、施設一体型小中一貫校の特認校を実施するかどうかの論点になります、「教育内容」について、ご議論をお願いし、３点目としましては、資料４としまして、新校の建設、通学などについて、最後、４点目としましては、資料５としまして、跡地利用の考え方、検討の進め方についてを、お願いしたいと考えております。 先ほど、ご説明しました、前回の審議会で、追加資料の提案を受けた内容につきましては、そのテーマごとに、まず、追加説明を行ったうえで、ご議論をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。 本日、お願いしたい進め方につきましては、以上でございます。 本日の進行につきましては、前回も報告を受けておりますので、これより、その４点について、論点を集中しながら、皆さまのご意見を確認したいと思います。 それでは、まず、１点目の資料２、「今後の手続き」に関して、皆さまのご意見を確認したいと思いますので、まずは、事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、７ページをお願いします。 まず、前回の意見でもありました、更なる周知に向けて、この１月で実施したこと、２月以降に実施していく予定について、説明いたします。 まず、前回の審議会にてご報告させていただきましたアンケート調査結果につきましては、回答された方をはじめ、地域に広く周知できるよう、就学前児童の保護者に対しては郵送で提供し、小中学生の保護者に対しては、学校経由で配布をさせていただくとともに、地域の方々にも確認できるよう回覧もお願いいたしました。その資料につきましては、本日別紙にて、机上に配付させていただいております。 今後、２月には、これまで実施してきました地域、ＰＴＡ関係者との意見交換会でも、この審議会の様子を含めて、報告していきたいと考えており、方向性が決定されれば、さらなる周知を検討していく予定です。 次に、来年度に向けた南横山小学校の特認募集の状況でございますが、表の新特認の欄のとおりで、若干不確定な要素もございますが、最大１年生で１３人、他の学年含めて１５人の通学が見込まれているところでございます。 次に横山、南横山の地域コミュニティに関しましては、今回の小中一貫校とする取組みは、既に関係部局に情報提供させていただいており、決定されれば、町会連合会にて調整をお願いする方向となる旨を確認しております。

	次に 8 ページをお願いします。 不安の解消対策として、南松尾小中学校の事例を紹介することが、やはり、有効手段のひとつであるとして、今後の説明に際しては、心がけていきたいと考えております。 最後に、開校までの準備期間には、さらなる 3 校の連携が重要になると考えますことから、現状について、ご報告させていただきます。 まず小学校どうしの交流としましては、合同の水泳教室などを実施しており、中学校を含めた交流としましては、陸上競技会への陸上部の参加がある他、その他として、槇尾中学校の英語教員が小学校の授業で専科指導を行う取組みなどもございます。 更なる交流事業として、合同の遠足やスポーツ交流、P T A の合同行事の充実などを検討していきたいと考えております。 資料 2 の説明は以上です。
会長	事務局からの説明が終わりました。 これから質問等をお受けしたいと思います。質問のある方は挙手をお願いいたします。
委員	7 ページ目の 2 月には、P T A、町会役員等地域関係者との意見交換会を開催予定とありますが、今までの会議につきましては、我々代表として出席しているものだけに、説明がされていたと思います。今後は、地域全体に対する説明会というのも必要だと思います。就学児童を持ってないという方々や、地域の皆さん全体にも説明してほしいと思うので、何とかお願いしたい。中途半端でいくと大変なことになるので、一応形が出来上がってからでいいと思いますが、いかがでしょうか。
会長	今のご質問に対して、ご答弁お願いします。
事務局	地域全体への説明につきましては、これまでに 2 回開催させていただいているところでございますが、ご指摘のとおり方向性が決定されれば、さらに周知が徹底できるように説明会等を調整していきたいと思えます。よろしくをお願いいたします。
委員	わかりました。
会長	他にございませんか
委員	確認ですが、9 ページの資料に関連するんですけど、「施設一体型の

	小中一貫校を特認校とする方向性が決定された場合には」と書いていますが、やろうとしていることは9ページの義務教育学校というこっちの部分で考えているということですね。
事務局	義務教育学校というふうに想定してございます。
委員	そういうことでございましたら、クラスの数で変わってくるように比較表ではなっているんですけども、当初18学級以上ということで義務教育学校が始まって、途中で17学級となってしまった場合は、そうならないようにしていくということですか。クラスが減らないように募集をかけていくということですか。いわゆる特認を増やしたり、その辺の想定はどういうふうになっているのか。義務教育学校と施設一体型小中一貫校とでは中身が違いますよね。9年間という捉え方で校長先生が1人しかいないというのが義務教育学校ですね。小学校6年、中学校3年ということでいきましたら、校長先生が2人いる想定になる。今まで例に出している南松尾はつが野学園については、義務教育学校ですよ。クラスが仮に減ってしまう可能性というのはないのですか。18学級でないとだめと書いていますよね。
会長	今の件について、事務局、説明できますか。
事務局	標準規模ということで記載させていただいておりまして、18学級以上27学級以下というのは標準とみなした場合の基準でございます。
委員	17学級になった場合は、結局、施設一体型小中一貫校になってしまうのですか。
会長	事務局、その辺を明確にお答えできますか。
事務局	17学級以下になりましても、義務教育学校ということを想定してございます。
委員	わかりました。
委員	南松尾はつが野学園は、現在10学級ですけども義務教育学校ということになります。他にも、18学級以下の義務教育学校は複数校あると認識しております。

会長	他にございませんか
委員	資料２の部分で、８ページの開校までの準備として、いきなりは難しいと思いますが、いずれかの時点で、運動会等々の交流事業を行って欲しいと思います。開校してからではなく、準備期間も含めて慣れていた たく、またそれに対しての問題点等も出てくると思うので、そういうことも考えているのかということをお答えいただけますか。
事務局	開校に向けての準備委員会等を通じて、現在の交流状況を踏まえてさらなる一貫した取組みとなるよう、各学校行事の合同開催を始め、運動会についても検討していこうと考えております。
委員	前向きに考えていただくということでありがたいですが、やはり決まれば、なるべく早めにそういった準備を整えていただいて、運動会というのは一番わかりやすいので、中学校と小学校の日程調整等々もあると思うんですけど、にぎやかにやっていく方が、地元住民の方も開校したら、こういうことになるのだと、理解が深まっていくと思うので、その辺はなるべく早い段階で準備していただいて、何か目に見える形で、合同事業を増やしていただきたいということを要望します。
会長	他にございませんか。 ないようですので次に移らせていただきます。 それでは、次に、資料３、施設一体型小中一貫校の特認校を実施するかどうかの論点になります、教育内容について議論を行いたいと思います。まずは、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料９ページの資料３「教育内容」についてご説明させていただきます。 まず、はじめに説明させていただきますが、具体的な「教育内容」に関する、教育課程の編成は学校長が行うこととなります。また、設置決定の後、準備委員会にて地域の方や保護者の方との意見交換なども交わしながら具体化されていくものですので、これから説明させていただく内容につきましては、あくまでも例示となりますことをご理解願いたいと存じます。 それでは９ページの資料３をご覧ください。 他市の導入実績、成果でございますが、大阪府内におきましては、平成３０年４月現在で４校の義務教育学校、１１校の施設一体型小中一貫校が設置されております。

義務教育学校と施設一体型小中一貫校の違いとしましては、例えば、施設一体型小中一貫校は小学校、中学校の2校種が一つの施設に入っているイメージですが、義務教育学校の場合は修業年限が9年間の1つの学校であるということが挙げられます。つまり、小中一貫校は、小学校として入学、卒業があり、中学校としても入学、卒業がありますが、義務教育学校の場合は、入学・卒業が1回ずつとなります。また、義務教育学校の場合は校長が一人となり、教職員も小中で分かれず、一つの組織となります。

小中一貫校の場合、中学校の教員が小学校で授業を行う場合に、都道府県に対して兼務の手続きが必要となりますが、義務教育学校の場合には、そういった手続きは不要です。これらのことから、9年間の系統的な教育をより実施しやすい形態が義務教育学校ということになります。

なお、義務教育学校は、法制度が平成28年度からのため、まだ少ないと分析しているところです。

資料10ページをご覧ください。

他市における導入の成果としては、「小中の教員が継続的に子どもの成長を見守り、支える意識が増えた。」、「異校種の教員が日頃から意見交換を交わし、研修や授業研究を共に実施することで児童・生徒理解や授業改善が図られている。」、「児童・生徒の「おもいやり」と「あこがれ」の気持ちを育む面で成果が大きかった。」、「進学による新規不登校生が0になった。」等、児童・生徒の心の成長や小学校から中学校への円滑な進学、教職員の資質向上等が挙げられております。

また、いじめに関する懸念につきましても、文部科学省による小中一貫教育導入状況調査での「いじめが原因である問題等が減少した」との項目について「大きな成果が認められる」、「成果が認められる」と7割の市区町村が回答しております。

続きまして、11ページをご覧ください。

その他、小中学校が同じ学び舎となることでのいじめ等、生徒指導面での充実が期待されることとしましては、「小中の教員による校種を超えた児童・生徒の見守り」、「中学校に配置されている生徒指導主事を中心とした、小中を見渡したいじめ防止・対応に向けた組織体制の強化」、「異学年交流等を通した児童・生徒の心情面の醸成によるいじめが起こりにくい学校づくり」などが挙げられます。

次に、他市での特色ある取組みをいくつか紹介させていただきます。

箕面市の「とどろみの森学園」では、槇尾中学校区と同じく自然が豊かであることから、農作物の栽培や炭作りなど地域環境を活かした系統的な地域学習が行われております。

また、能勢町の「ささゆり学園」では、同じく自然を活かした体験学

習や地元につながる文化・伝統の継承が行われています。教科においては英語に重点を置き、卒業時に英語で「自分の思いや考えを伝えることができる」ことを設定し、1年生から週3回の短時間学習に取り組むなど、系統的なカリキュラムが実施されています。

堺市の「大泉学園」では、隣接する大泉緑地を学習の基地として、ネイチャーサイエンス（自然科学学習）に取り組んでおり、低学年での自然へのふれあいから中学生での自然探求学習まで、系統的な学習が行われています。

これらは、あくまでも一部の例の紹介となりますが、いずれの義務教育学校、施設一体型小中一貫校におきましても、地域環境を活かした教育や地域と連携した教育の推進、堺市の「子ども堺学」のような「地域を教材とした教科の創設」、めざす子ども像の達成に向けた「独自の教科の創設」などが各校の特色として見られます。

続きまして、12ページをご覧ください。

新設校における特色ある教育活動の展開については、冒頭にもふれましたが、開校までの間に、準備委員会を設置しその中でも意見交換を行い、最終的に学校長が決定することとなります。その上で、本審議会での結果を教育委員会から学校現場に伝えることや、準備委員会を通じた議論が行えるようにしていきたいと考えております。

特認校とすることにあたっては、1学年2クラスを確保し、クラス替えの可能な環境の確保に努め、南横山小学校での経験を活かし、地域が他の区域の子どもを受け入れる環境を確保していきたいと考えております。

また、児童・生徒募集にあたっては、これまで以上に周知活動に取り組んでまいります。

次に、1学級あたりの児童・生徒数の考え方についてですが、1学級30人は多いとのご意見があることは認識しているところです。一方で一定数の児童・生徒数があることで充実する教科、教育活動もあります。市として1学級25人程度を一つの目安として置くことも研究を進めていきたいと考えています。

また、義務教育学校の利点を活かし、現有の教員を十分に活用した効果的な指導体制を検討することが重要と捉えております。

特認校の魅力となる、きめ細かい教育と切磋琢磨する機会の確保に向けて研究していきたいと考えております。

続きまして、南横山小学校の教育的施設の活用についてですが、理科や生活科などの各教科での活用や特別活動や行事などでの利用も考えられます。また、学校教育以外にも生涯学習施設としてや自然環境を活かした教育活動施設等も検討されます。活用方法については関係部局とも

	連携して、子どもたち、そして地域にも寄与する形を検討してまいります。 最後に、13ページをご覧ください。特色ある教育内容の検討案についてですが、こちらは、前回の審議会においてすでに例示の上、ご説明させていただいているところでございます。地域とともにある学校、魅力特色のある学校を地域や保護者、学校関係者の方々とともに検討、創造してまいりたいと考えております。
会長	事務局からの説明が終わりました。 何か質問のある方は挙手をお願いいたします。
委員	直接教育内容ということではないかもしれませんが、確か横山小学校と槇尾中学校の校区については、国分町の一部が選択して通えるような設定になっていたかと思うのですが、そのあたりの取り扱いで何か考えていることはありますか。
事務局	委員ご指摘のとおり、南池田小学校より1.5kmを超えて遠方となる国分町の児童については、小学校1年生入学の際に、どちらかを選択できることとなっており、現在も3名が横山小学校に通学しています。今回の諮問内容としますと、小中学校が特認校となりますので、当該地域以外の方も、その通学距離に関係なく、また、どの学年においても通学が可能となりますが、希望があれば優先できるよう配慮が必要と考えております。
副会長	私もそのあたりは、気になるところです。 今と同じように、南池田小学校より1.5kmを超えて遠方となる国分町の一部は選択できるという内容にしておけば、迷惑がかからないと思うのですが、そういう理解でよろしいですか。
事務局	そのとおりと認識しております。
会長	その他、ご質問等ございませんか。
委員	資料12ページの南横山小学校の教育的施設の活用について、これは今までの意見交換会等で出てきた意見をまとめているだけだなという感想です。私も父鬼出身で地元の保護者の意見を取りまとめた中では、横山小学校の廃校と南横山小学校の廃校とは全く状況が違うと思います。槇尾中学校に統廃合されても横山小学校区に住んでいる人は、同地区に

	学校が移転される形になると思います。ただ、南横山小学校は地域のコミュニティ拠点を大きく失うということで、この場所を今後どう活かされるかが形として指示されていない。これから考えますでは遅いのではないかと思います。具体的な利用、活用方法を市から指示していただきたいと思います。
会長	今のご意見に対して、事務局から何かありますか。
事務局	南横山小学校につきましては、ご指摘のとおり、南横山地域における地域活力の維持への配慮は必要と認識しておりますので、今後、教育の場としてや地域活動の場としての活用というところの意見交換を進めながら検討を進めて参りたいと思っております。
委員	具体的にはいつからどうこうというのはないということですか。
事務局	今のところ、詳細にはまだ決まっていないのですが、学校の授業で利用、また地域活力の維持というところでコミュニティの場として活用するというところまでは、具体的に検討しているところです。
委員	地元に住んでいる者からすれば、一番重要なところだと思いますのでしっかり進めていただきたいと思います。
会長	他にございませんか。
委員	前回私が申し上げたことへの回答ということで、いわゆるいじめのない学校ということをお願いして、11ページには「中学校に配置されている生徒指導主事を中心とした、小中を見渡したいじめ防止・対応に向けた組織体制の強化」と書いていただいているんですけども、今月の20日に泉佐野市の中学2年生の女子が自宅付近のマンションの9階から飛び降り自殺をしていじめが原因か調査中との報道がされています。大変痛ましい事件でございまして、ご冥福をお祈りするところでございまして、このような事件が当市においても起こらないようにするために、事前の対策を取ることが重要であると思います。泉佐野市のこの中学校においても、生徒指導主事の役割をしている先生を配置していたと思うんですけども、こういう事件が発生した。単に生徒指導主事の先生を配置しているだけでは、難しいのではないかと思いますので、重ねて意見を申し上げますけれども、滋賀県の例のように、いわゆる授業を持たないいじめ対応に特化した教師の配置が必要と考えます。それ

	と、施設の中に車のドライブレコーダーのような校内の出来事を検証できるように施設内に複数の監視カメラの設置も検討していただけたらと思います。
会長	これはご意見ということでお伺いしてよろしいですか。
委員	生徒指導主事の先生は、授業を持ったままでやるつもりなのかを質問させていただきます。
事務局	今ご指摘いただきましたように生徒指導主事につきましては、大阪府の加配等を活用しながら授業時数の負担軽減等には、今現在も努めているところではございます。配置するイコールいじめがなくなるというものではございませんので、子ども一人ひとりをしっかり見取っていくということを教職員の資質向上も含めて取り組んで参りたいと思っています。
委員	現在のところは、いじめ対応に特化した教師の配置は必要とは考えていないということですか。
事務局	いじめに特化した職員の配置というのは、今現在では想定してございません。
委員	ぜひ配置していただきたいということで意見を述べさせていただきます。
会長	その他質問等ございませんか。
委員	話が元に戻ってしまうんですけれども、義務教育学校というのと、施設一体型の義務教育学校と、施設一体型の小中一貫型の小中学校の表が9ページに添付されているんですけれども、出典は、次のグラフにも引用されていますが、文部科学省の「小中一貫教育の導入状況調査」の最初の2ページ目からまとめて概要をお書きになったと思うんですけれども、いかがでしょうか。
事務局	ご指摘のとおり、文部科学省が示した資料を基にして、この表を作成しております。
委員	それにつきまして、混乱を招くことが起こらないかということで、義

	義務教育学校が制度化されて間がありませんので、あまり知られてないと思うんです。先ほど南松尾はつが野学園は義務教育学校だということでお聞きしましたが、槇尾中学校区でも義務教育学校という形で設置するということであれば、この表がちょっとわかりにくい、誤解を招くのではないかと心配しております。義務教育学校には施設一体型も、もちろんありますが、それ以外に隣接型や、主旨からするとあまり合致しないかもしれませんが、分離型というのも認められているようです。 それに対して、施設一体型小中一貫校と書かれているのは、そうではなく、施設一体型の小中一貫校型小学校中学校、つまり小学校6年、中学校3年で校長先生が1人ずついらっしゃるということで、こういった制度の違いというのが今後、義務教育学校を展開していく時に、まずはっきり明らかにしておく必要があるのではないかと思います。教育理念からしてもということでございます。その辺を、表を文科省から引用された場合は、それを明記されて、その文科省の表をあまり加工しないで載せた方が誤解を招くことが少ないのではないかと思います。これが一点です。 次のグラフなんですが、見逃してしまうかもしれませんが、学習指導等と生徒指導等と書かれている2つのグラフですが、この棒グラフの何を基にパーセンテージが示されているのかということですが、先ほど冒頭でご説明があったのですが、それぞれの質問に対して「大きな成果が認められる」、「成果がやや認められる」、その2つを合算したパーセンテージだということが書かれておりませんので、それも一言書く必要があるのではないかと思います。
委員	細かい表現ですが、9ページでは「義務教育学校」、「施設一体型小中一貫校」という形で表が作られており、12ページで1学級あたりの児童・生徒数の考え方についてという部分で「同じ学び舎にいるという義務教育学校の利点を活かし、府教員を十分に活用した効果的な指導体制を検討」、それと次のページには「施設一体型の特色を活かした取組み」、これはどちらを主にしているのか、非常にややこしい表現になっていると思います。
会長	事務局は、今後、文言の表記の仕方をしっかりと注意して、誰が見てもわかるような表記の仕方をお願いします。 他にございませんか。
委員	特認校とすることについてという話が今ありましたけども、南横山小学校の場所から槇尾中学の場所に移転するというので、特認を呼び込

	んで進行するためにも、カリキュラムの充実が大切だと考えるのですが、特認立ち上げの時の管理職の方や経験者の方を入れていただきたいと思います。義務教育学校として2校目になることも考えてぜひ検討いただきたいと思います。
事務局	今ご指摘いただきましたように、今まで培った特認制度のノウハウをしっかりと継承して、さらに発展させることができるように人事配置についても、しっかりと検討していきたいと考えてございます。
会長	よろしいですか。 他にございませんか。
委員	12ページですが、特色のある地域の学校をめざしていくと言っていますが、特色として、スポーツに特化する場合に、金メダリストが一番ふさわしいとは思っていませんが、スポーツを一生懸命やってきて成果をあげ、それなりの知名度もあるような人が、現役を引退され第二の生活となると全く畑違いのところに対して就職活動を行わなければいけないということがあり、スポーツで一流になっても生涯的な生活の保障がなかなか難しいのが現状だと思います。こういう方も活用した中で、今回は、特認校で他の地域からいろんな人が来られるというところで、何をメインに持っていくのか。もちろん教育内容というのは大事だとは思いますが、特色を持った人気のあるスポーツについてお話ししている時に、マイナーな部分でも教育として特色のあるようなところもいいのではないかという意見もいただいていたのですが、確かにそれも一つの考え方ですけれども、まず今回、校区を統廃合し小中一体型で新しくやっていくという形の中で、特認校というのは和泉市では初めての取り組みだとは思っているので、失敗はできないですし、府の教員の配置の考え方というのは、やはり幅が限られてくると思うんです。 そういった中で、市単独で予算措置をして専門のスポーツのコーチを雇い入れ、そしてその地域、その特認校でそういったクラブ活動ができるという形にすれば、野球やサッカー等の指定はしませんが、人気があって知名度があるところでやっていくのが、一番わかりやすい特色のある一つの目玉的な政策かなと思いますが、それに対しての考え方というのはどうかお答えいただけますか。
事務局	部活動指導の専門員につきましては、どのような部活動を対象にするかということやどのような指導員の方にどのような形態でご協力いただくのか、活動日数はどれだけにしていく等について、調整することはたく

	さんありますけども、優秀な指導専門員も含めて前向きに検討していこうと考えております。
委員	ありがとうございます。人を雇うということは、やはりそれに対する予算がかかってくるといふ部分があるかと思うんですが、補助金等を活用しながらできると思います。やはりコーチとして正職で雇っていただけることによって、安定した収入も入りますし、責任を持って地域に根ざしたクラブ活動をやれますので、アルバイトのようにクラブに少し来て教えるという形ではなくて、その学校に属しているという形で、やはり専門員を置いてほしいと考えており、その辺も含めて前向きに検討していただきたいと重ねてお願いします。
会長	その他ご質問等はございませんか。
委員	先ほどありましたけども、南横山小学校の教育的施設の活用についてというところで、槇尾中学校区の義務教育学校での活用のみということでしょうか。和泉市全体の小中学校が同じく南横山小学校の教育的活用という形で携わることができるのでしょうか。
事務局	今現在も市内の小学校等で、この南横山小学校と交流させていただいていることも踏まえまして、やはり凄く貴重な教育資源だと認識してございますので、今後も和泉市全体の小中学校が南横山小学校の教育的活用ができるよう継続して取り組んでいきたいと思っております。
会長	他にございませんか。
委員	1点お聞きしたいんですけれど、特色ある教育内容等々を書いていますけど、もちろん義務教育ですので、全て公設公営だと思っております。その中で特色ある教育内容として、やはり保育幼稚園等、水都国際といったところに代表されるような中高一貫の公設民営学校というのが少しできてきていると思います。特区制度を採用し運営されているんですけども、特色ある教育内容の一つとして、公設民営の小中一貫校などの考え方はできないものなのでしょうか。義務教育ですので、いろいろなハードルがもちろんあると思います。その点について教育委員会としての意見をお伺いしたいです。
事務局	今ご指摘いただきましたように、公設民営がいよいよ大阪市内でもスタートされるということも踏まえまして、我々もそういった情報もしつ

委員	かり研究しながら、こういった質の高い教育が義務教育ということで、公の教育としてできるかというのは、検討して参りたいと思います。ただし現段階で、公設民営というような考えというのは想定してございません。 ありがとうございます。公設民営も少しずつ取り入れてできてきているのかなと思いますので、研究していただいてどうすれば公設民営で可能なのか、やはりここに書いていただいているのですが、義務教育学校4校、施設一体型小中一貫校11校という中で、何よりも特色を持たせるということであれば、全国に先駆けて新しいことに取り組むというのも特色を発揮する一つの手段でもありますし、こういうふうの小中一貫校に再編するというのはなかなか、毎年毎年、物事が起こっていくわけでもありませんので、その辺もしっかりと考えていただいて、特色ある取組みをしていただきたいと思いますので、その点よろしく願いいたします。
会長	他にご質問等ございませんか。
委員	カリキュラム、教育内容の話だと思うので、もう一度言わせていただきたいと思います。先ほど1学級30人は多いという声があるということをご説明いただきまして、今1学級25人程度の規模について研究を行っているということでありました。人数が多いことにもメリットがあるというお話もいただきました。ただ、20人の2クラスということを私たちは理想的だと考えておりまして、それであれば今まで通りの南横山小学校の教育が継続できるのではないかと考えております。 特認立ち上げの時の管理職の方、経験者の方をぜひ入れていただきたいということをご先ほど申し上げさせていただいたのですが、地域の中で消えた文化をもう一度甦らせるということは、とても大変なことであったと聞いておりまして、今回新しく槇尾中学校区で特認校として立ち上げてやっていくという時に、この方々の経験というのはとてもためになるんじゃないかというふうに考えております。
会長	ご意見として伺いしてよろしいですか。 ありがとうございます。 その他にご質問等ございませんか。
委員	義務教育学校というのと施設一体型小中学校、それぞれの学校に校長、

	教職員の組織を置くという形の表になっておりますが、過去の説明では、「施設一体型小中一貫校でどのような教育が実践されるのか」、「南松尾はつが野学園では、その他の取組みとして次のような環境にあります」ということで、校長1名、教頭3名の在籍という形で施設一体型小中一貫校の体制を書かれています。それとちょっとニュアンスが違うなど、今度の小中一貫校は校長2人になるわけですね。
事務局	現在の段階では、施設一体型の義務教育学校を想定しておりますので、新校ができる際には、校長が1名、教頭が3名を考えております。
委員	施設一体型の義務教育学校という表現でよろしいですか。
事務局	はい。
会長	その他ご質問等ございませんか。
委員	1点目に9ページで大阪府内の導入実績を紹介していただいておりますが、義務教育学校と施設一体型小中一貫校ということでございますが、平成28年度から制度化されておりますので、それ以前の学校については施設一体型の小中一貫校ということで、仕方なくそれしか制度がなかったのかなと思いますが、28年度以降の義務教育学校は和泉市も含めて4校、施設一体型小中一貫校も年度で見えていくと、28年度以降は4校となっていると思います。そこで他市の事例ですけれども、もし他市が施設一体型の小中一貫校をなぜ選んだのか、義務教育学校を選んだのかという何か理由がわかるようでしたら、下にそれぞれの違いを書いておりますが、他市の事例で理由が何かわかるころがありましたら、教えていただきたいというのが1つ。 それから2つ目は今回、槇尾中学校区につきましては、先ほどからの質問やお話の中で、義務教育学校でということですが、和泉市としては槇尾中学校区の後も、いろいろと取組みが進むと思いますが、他の校区も和泉市は全部、義務教育学校でいくということなのか、それぞれの校区によって今後の取組みでは、施設一体型小中一貫校もありえるのか、2点伺いたいと思います。
事務局	他市が、施設一体型小中一貫校とするということにつきましては、小と中は大きく文化が異なるためで、やはりそれを軽減するというような意味で設置に向けたというふうにはお聞きしております。 2つ目のご質問につきましては、やはり本市におきまして南松尾はつ

	が野学園の開校にあたり、1つの組織で学校運営をやっていくということが小中一貫教育をさらに発展させるためには、有効な手段と考え、義務教育学校を今後も想定してございます。
会長	よろしいですか。
委員	はい。
会長	他にございませんか。
委員	今のご質問に関連したことでお聞きしたいんですけれども、11ページに他市での特色ある教育内容の実践についてということで3つの学園について書かれているんですけれども、この3校に関しては、これはいわゆる施設一体型の小中一貫校だと思うんですが、今回の義務教育学校に関してどこか先進校について視察などされたのであれば、その特徴についてお聞きしたいんですけれどもいかがでしょうか。
事務局	守口市にある「さつき学園」の方に以前に視察に伺ったことがあるんですけれども、やはり義務教育学校の9ページの表に書いております、1つの組織体として小中の教員が前期課程、後期課程の子どもたちに関われるという点が大きなメリットというふうには聞いております。
委員	それにつきまして、義務教育学校がやはり小中一貫の小中学校とは規模が小さいということだと思います。その意味で非常に子ども達の間の一体感のような連携もやりやすくなると思っているんですけれども、その時に例えば、6・3制と4・3・2という2つのタイプに分かれると思うんですが、それについてもいろいろと考えていらっしゃるのでしょうか。お聞きしたいのですが、よろしくお願いいたします。
事務局	ご指摘の通り、6・3制また4・3・2制、それぞれにメリットデメリットがございます。学校の教育活動の中で6・3の区切りで取り組むことの方が有効的な場面では、6・3制を採用しますし、また4・3・2の区切りの方が有効的な場合には、そちらの制度を利用するという形で、弾力的に運用して参りたいと考えております。
委員	それにつきまして今、南松尾はつが野学園の場合は6・3制が原則で、そしてまた内部で4・3・2といった体制が考えられていると思います。そういう意味で柔軟にいろいろな組み合わせというのが、今度の学校に

	関して特色を活かすということが考えられますので、そういったことについて具体的に早めにいろいろとプランを考えていただいて、アイデア等を広く知らせていただき、あまり先行してしまうと、また混乱を起こすこともあるかと思いますが、概要が決まりましたらいろいろと皆さま方にお伝えいただければ、不安も解消されるのではないかと思いますがいかがでしょうか。
会長	ご意見として伺いしてよろしいですか。 ありがとうございます その他ご質問等ございませんか。
委員	11ページに能勢町の「ささゆり学園」の話が出ておりますが、グローバル英語、自分の思いや考えを伝えることができるということで書かれているんですけども、13ページの施設一体型の特色を活かした取組みの中では、体育や音楽、算数、英語などにおける中学教員による小学校での専科指導と書かれていますが、13ページに書かれていることをすることによって、能勢町の「ささゆり学園」のような自分の思いや考えを伝えることができるという教育ができるというふうに考えておられるのでしょうか。
事務局	今ご指摘ありました英語等における中学校教員による小学校の専科指導という部分ではございますが、もちろん中学校の教員が小学校で英語の指導をするという一つの取組みだけで、こちらの「ささゆり学園」にありますように、自分の思いや考えを英語で伝えることができる子どもが育つとは考えておりません。この「ささゆり学園」の記載にありますように、例えば小学校1年生段階から週3回程度短時間、朝の時間等を使った15分のモジュールと申しますが、そういった短時間学習を行ったり、また必要なのは教員の英語指導に対する専門力の向上等もございしますので、様々な取組みを含めた上で、子どもたちの英語能力を高めていきたいと考えております。
委員	ぜひお願いしたいのは、これは魅力ある学校の一環だと思うんですけども、話せる英語教育ということをやっていただきたいと思います。槇尾中学校区でも現在、横山小学校・南横山小学校に外国人の児童がいると聞いております。この校区の中で事業をしている外国人の経営者あるいは従業員の子どもさんかと思いますが、非常にこれから周りに外国人が増えてきますので、中学校の先生が小学校の児童を教えるだけではなく、いわゆる受験のための英語ではなく、ぜひ平行して話せる英語を身

	につけるという観点でいろんなカリキュラムを考えていただければと思います。11ページには大学や高校の留学生とも交流というようなことも書かれているんですけども、例えば桃山学院大学と当市は連携協定に基づいていろんな活動をされていると思うんですけども、この一環として当学園でのネイティブな講師の授業とかも考えていただければと思います。
会長	ありがとうございます。 他にございませんか。
委員	今の答弁で気になったんですけど、6・3とか4・3・2という区分があると思うんですけど、基本的に4・3・2の区切りにメリットがあり評価的に高いということで、区分ごとに目標を立てて、それに対して動いていくということを聞いていたので、基本があるから小中一貫校がいいということで進めようというような形だと思います。それが今言ったように、どこで区切るかその都度その都度臨機応変にやっていきますというのは、目標がないと思いました。そうではなくて、これがいいから南松尾はつが野学園では6・3でやっている。そのいいところと悪いところはもう出てきていると思うんです。 統一した考え方で、この学校はこれでいくのだというような目標が今の段階である程度固まっていて、それでやってみて、いろんな部分でメリット、デメリットが出てくると思います。それで考えるというのはわかりますが、今まだそれをはっきりわかっていないというのは、ちょっと段階的には遅いのかなと思うんですが、いかがですか。
事務局	今ご指摘いただきましたように、例えば入学式、卒業式といった節目におきましては、やはり他校では6年生の卒業で、私立に行かれるケースもございますので、そういった区切りの面と、今ご指摘いただきました4・3・2といいますのは、今実際に行われているのは、7年生・8年生・9年生を今まで教えていた先生が、5年生・6年生を担任することができるといったメリットがございますので、それは継承してしっかり発展させていきたい、これが和泉市としてのねらいでございます。
委員	それはもちろんわかりますが、そういった部分である程度今言ったように、いろんな取り方をされるような、誤解を招くようなものではなく、もっとわかりやすく、こういうメリットがあってこういうふうに進めていくという、基本は理想なんです。理想があってどういうふうに近づけるのかという想像はできるが、共に作っていきましょう、積み上げてい

	きましようというものじゃないと思います。そういった形で今後、議論が終わって地域に説明に行く時になった場合、やはりこういったことがあると、もっとわかりやすいやり方、こういうふうなメリットがあつてこういうふうなデメリットがあつたので、これはちょっと向いていないというようなことをもっとわかりやすく説明できるようにしてくれた方が、イメージがわきやすいと思うので、その辺を注意していただきたいと思います。
会長	ありがとうございます。 その他ご質問等ございませんか。
会長	委員の方々からも、様々なご意見を頂戴していますが、実際に実施する具体の教育内容の決定は、前回の説明にもありましたとおり、方針決定後の準備委員会で決定されるものでございます。 ついては、この審議会の意見につきましては、答申にあたって、どのような反映が可能か、今一度、ここで確認させていただきたいと思いますがいかがでしょうか。
事務局	会長のご指摘のとおり、今回の審議会では、槇尾中学校の敷地を活用し、施設一体型小中一貫校の特認校とするか、その就学区域をどのようにするのかについて、答申をお願いするものでございます。 本審議会は、教育内容を決定する機関ではございませんので、具体的内容を決定することは、好ましくないものもありますが、骨子となる幹の部分に附帯意見としていただくことは可能でございます。
会長	前回も感じたところですが、アンケート結果や委員の意見も踏まえて、前向きなところを多く感じております。 ついては、一定の時間も経過していますので、2つ目の内容に移り、最後に答申に向けた内容について、皆さんの意見を確認させていただきますので、次の項目に移らせて頂いてよろしいでしょうか。 (異議なしとの声)
会長	それでは、資料4について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	資料14ページをお願いいたします。 資料4、学校建設、通学に関しまして、前回の委員の資料提供依頼に対する内容も含めましてご説明申し上げます。

まず、学校の建設予定地につきまして、議会において、横山小学校敷地を活用すべきではないかという主旨の質問がございまして、その質問、答弁の内容を整理させて頂いてございます。

その内容としまして、通学の安全確保をはじめ、質問の視点は課題となる部分ではございますが、槇尾中学校の敷地を活用することについては、様々な視点を総合的に検討した結果であるということを回答しているところでございます。

続きまして、15ページをお願いします。

槇尾中学校、横山小学校、関西トランスウェイスportsスタジアムの位置関係の確認でございますが、横山小学校と槇尾中学校の直線距離といたしましては、約600mでございます。

また、関西トランスウェイスportsスタジアムまでの距離でございますが、横山小学校から約400mで、槇尾中学校からは約800mでございます。ただ、図面の星印のところに、緊急用の進入路というものが設置されておりまして、その進入口を活用することを調整できれば、約400mになるものと想定しておりまして、関係部局との協議も検討していきたいと考えているところでございます。

次に16ページをお願いいたします。

槇尾中学校の周辺附近の詳細でございますが、国道170号の交差点の歩道橋がないというような実態でございます。

次に17ページをお願いいたします。

横山小学校の周辺附近の詳細でございますが、図面のとおり歩道橋が設置されております。

なお、現状の敷地の高低差につきましては、図面のとおりでございます。

次に18ページをお願いいたします。

地域ごとの児童・生徒数の状況でございます。

横山地域の児童・生徒数は、小学生が176人、中学生が98人の計274人に対し、南横山地域の児童・生徒数は、小学生が30人、中学生が17人の計47人でございます。

続きまして、20ページをお願いいたします。

バス停を基準とさせていただきました学校の位置の変更で横山地域の通学距離がどの程度変更するのか、整理いたしました。

まず、現在の横山小学校までの距離は、南面利バス停からは、約2.1kmですが、下段のとおり、約3.4kmになるものでございます。

なお、槇尾中学校周辺については、当然ではございますが、小学校は近くなるものでございます。

また、南横山地域につきましては、父鬼のバス停からしますと、約5.

事務局	3 k mになるものでございます。 次に22ページをお願いいたします。 前回ご指摘もございました槇尾中学校南交差点の事故の状況でございます。 事故の内容はすべて、車対車でございますが、平成29年度は6件の事故がありました。 この交差点における現状の取組み、今後の対応方針でございますが、この道路に関する管理者は大阪府でございまして、これまでも渋滞解消対策等について、要望をしているところでございますが、この義務教育学校の方針が決定されれば、さらなる安全確保に向けた要望を行う予定としているところでございます。 なお、その他、全般的な通学路対策でございますが、南松尾はつが野学園の開校時における対策といたしましては、開校前年度までに、必要箇所の確認、関係部局と協議のうえ、可能な対応を実施したうえで開校をしたところでございます。 このことから、新校における対応につきましても、準備委員会等を通じて、同様の視点で危険箇所等を確認しながら対応を整理していく所存でございます。 続きまして、バスの対応につきまして、引き続き、担当より説明させていただきます。 資料23ページをご覧ください。 まず、現在の路線バスの状況といたしましては、南横山地域の場合、朝の登校時間帯に父鬼方面から槇尾中学校方面への民間単独の路線バスの運行がないため、市が助成する路線維持バスを運行している状況となっております。 また、下校時間に間に合う民間単独の路線バスは1便だけであり、下校時間帯についても路線維持バスを運行しているところでございます。 次に、横山地域では、南面利方面から槇尾中学校前に停車する民間単独のバスの運行はなく、途中で乗継が必要となります。また、横山小学校を経由し槇尾中学校へ向かう市単独のバス、通称オレンジバスが運行していますが、中学校の登校時間には対応しておらず、下校時間についても小学校の一部の学年には対応できておりません。小川口から坪井町、九鬼町を巡回するオレンジバスも下校時間には制約があるのが現状でございます。 続いて24ページをご覧ください。 今、説明させていただきました現状も踏まえた基本的な考え方としまして、槇尾校区については、現在の路線バスについても市が補助を行い、
-----	---

	運営をしているという状況であるということ、また、児童・生徒用のバスを用意することで、地域における路線バスの運行数が減少する懸念があること、バス路線の変更も検討必要な状況にあること、抜本的な見直しを含めて、児童・生徒、地域にとって望ましい形態の検討が必要であること等から運行本数について授業等の時間帯に一定配慮を行う予定としており、その中で路線バス、スクールバスの活用についても整理していきたいと考えております。 参考といたしまして、南松尾はつが野学園でのバス対応について紹介させていただきます。 南松尾はつが野学園においては、まず、路線バスが無い状況であり、路線バス事業者と、新たなバスルートの設定について協議を行いました。その結果、路線バス事業者からは新規ルートの設定が困難との回答を受け、スクールバスを用意したという経緯でございます。なお、乗務員の乗車はなく、運転手のみでの運行となっております。 次に、特認バスについてですが、新設の学校は施設一体型の小中一貫の特認校として検討しておりますので、後期課程の特認の生徒についても当然バス利用の対象としております。費用負担につきましては、現状においても半額は公費負担をしている状況も踏まえ通学対策等とともに準備委員会で検討してまいります。 乗務員の乗車についてのご要望についてはお聞きしているところですが、その導入については、南松尾はつが野学園の状況等からも困難であると判断しております。
会長	事務局からの説明が終わりました。 今までの件について、何か質問のある方は挙手をお願いいたします。
委員	前回からいろいろ言っていた部分の資料をつけていただいてありがとうございます。僕は横山小学校跡地を利用した方がいいという意見なんですが、南横山については確かに槇尾中学校から横山小学校となると移動距離が長くなりますが、基本バスでの通学になりますので、その辺は大きな影響がないと思います。19ページを見ていただいてわかるように、だいたい中心にあるのはどっちの学校かということです。 前も言ったように避難所の問題であったり、またやはり危険な交差点があるという部分等々も踏まえ、そして一番思ったのが、15ページの関西トランスウェイスportsスタジアムのところに、生徒がここの施設を使うとなった場合の動線ですが、確かにショートカットできるような形になっていると思うんですけど、この交差点は非常に道が狭い、なおかつ車の交通量が大変多いです。民家があって拡幅工事は現実的には

事務局	難しいと思うんです。そういったところを通らなければいけない400mと、今この横山小学校からこの施設に対しては歩道が完備されているという考え方もあると思うんです。 基本的に今後、今説明にもあったように、警察と協議しながら考えていくということですが、家を立ち退きいただいて、歩道を設置できるだけの用地確保ができるかと言えば、現実的に難しいと思うんです。前にも言ったように、国土交通省では、基本的に新設の道路で4車線に対しての歩道橋の設置というのは考えられるが、後付けのところでは、人口密度等々考えて、現実なかなか難しいというような見解があるということ言われています。ということは槇尾中学の場所では、歩道橋がつくことは難しいわけです。安全の確保ができない。バスの路線の部分でも、協議をしていくと言いますが、10人、20人、100人未満の乗車客をターゲットに、今まで路線が拡張したという話を私は一回も聞いたことがないです。逆にそれぐらいあっても、赤字路線はどんどん廃止していつているのが現状なんです。 その中で、協議しますよというのは体よくは聞こえますけど、協議したけどできませんでは済まないんです。路線が拡張できるという現実味がないです。ということはスクールバスしかないのかなという結論になると思います。こういった書き方をすると交差点の改良工事について、学校ができると前向きに大阪府も動くんじゃないかという楽観的な考え方に聞こえてしまうんですけど、僕は全然そんなことはないと思ってるんです。学校が来ようが何が来ようがなかなか難しいことは難しい。 実際に役所の前の交差点の改良も、庁舎ができるので道の拡幅で専用レーンを作ってくださいというのも結局難しかったでしょ。学校の正面ということで、専用レーンを作った方が安全ですが、それもできないと言っているわけです。これだけ交通量が多く住宅の密集しているマンモス学校のことで、庁舎を建て替えて、その時の工事でもできないと言っているような大阪府警が、小規模な人数の学校の通学路の対策で、4車線の国道に対して改善していただけるかということ、現実味がないと思っています。 こういった意見も踏まえた中で、まず当局として、それでもまだ槇尾中学校で建設しようと思っているのか思っていないのかということに対して答えていただいて、そしてこういった意見も出ている中で、各委員さんはどういった意見をお持ちなのか伺いたいと思っております。 学校建設予定地の検討経過につきましては、横山小学校の敷地と槇尾中学校の敷地について、決定的な判断材料がなかったものではございま
-----	---

委員	すけれども、横山、南横山の両方の地域から通学する両地域にとって愛着ある場所であることを始めとして、現状で敷地面積が大きいことや敷地形状から良好な校舎レイアウトが期待できるといったこと等から、槇尾中学校の敷地を活用したという判断に至ったものでございます。ただ、委員のご指摘の内容につきましては、認識しなければならない課題でありまして、解決方法を検討する必要があるものと認識しているところでございます。 意見としては聞いておきますが、今も言ったようにやはり改善が見られない部分は改善が見られない。もちろん理想、思い出の深いといった心情の部分も大切にしなければいけないことも理解しております。南横山小学校の方々の考え方も考慮しなければいけないのもわかります。しかし、やはりこういった通学の危険な部分というのは命に関わることです。事故があつてからありましたでは済まない話です。あそこの交差点でガードレールがふっ飛ぶぐらいの事故が起こっているわけです。学校に通学する時間帯に事故が起こっています。今回も夏場に、横転事故があつてかなり長い時間、通行止めになったというような事故も起きています。あと、通学時間は大変飛ばしています。やはり危険であるという認識もある中で、あそこで作ると意思を固めるのであれば、その対策も自信を持ってやっていただきたい。協議していくでは心配です。学校ができてから対策するのではなく、できる前に対策していただきたい。そういう確約ができて、初めてここの立地がいいというのが今の話し合いの中の結論であつて、こういう危ないことがあります、そういうことをお伺いしてます、協議します、安全を考えていきます、だけど先に作りますでは何の解決にもなっていない。その辺をやはり十分に考えてください。
委員	若干反対意見になるかもしれませんが、まず今の南横山小学校の現状を見ていただいたら、前にバスの駐車スペースを確保していただき、元の保育園のところも整備していただいた。普通の2車線の部分は安全になりました。槇尾中学は前に方転場がある。そういう部分の確保を今の横山小学校にできるのかということです。それと南横山だけのこともかもしれませんが、どうしても槇尾山の近くのバス路線が、事故は別ですが、槇中でないと通いづらい、現状では南横山は乗換を全てしないといけない。スクールバスを使わないといけない。スクールバスを使ったところで、横山小学校の前に、ちょっと駐車場がありますけど、それだけのスペースがとれるのかなという疑問があります。若干、槇中の前については広い。そこらへんも考慮しておかないと、南横山小学校の前の駐

	車スペースというのは、無理やり大阪府に言って広げた。そうでないとあそこは現在のバスでも片側全部使います。それが2台ある状況となれば、それこそ大変だと思います。安全にバスに乗り降りできるスペースが確保できるかどうか。横山小学校の前にスペースを作ったとして、今よりも小学校のスペースが少なくなるという感覚があります。今までのバス路線、それと南横山から行ったら槇中前で乗り換えて国分峠を越えて回らないといけないことが起こってくると思います。
委員	ちょっと勘違いされているのは、特認校になった場合、スクールバスを出していただいて、坪井町も仏並町も全部スクールバスならいいです。ところが横山地域の子どもは、あそこの交差点を使うんです。南横山校区の方々には、基本的には今のところスクールバスを出す予定をしている。南横山地域のバスの転回場にしても、横山小学校の前のところはアスファルトの駐車場があります。あそこの広さであれば、十分入って出てくることのできる。道もJAのところに1件倉庫があるだけなので、あそこだけセットバックしていただいたら5m道路にもできる可能性があります。敷地の部分でも段差はありますけども、広げるスペースとしての田んぼの広さで言えば、槇中よりも横山小学校の方が多いかと思います。基本的に土地の部分でも買収しなければならない部分もありますけども、今言ったバスの問題はそれで解決できると思います。
委員	特認のバスやらそういうのも後で聞こうと思っていたのですが、どうしても基本は、スクールバスで行きますけども、あとクラブであったりした時には路線バスを使うという状況が出てくる。現状で、きちっとした駐車場があって、方転場があって、公ですから当然あそこへ入っていける状況。特認であっても、当然バス通学の子もいる。そういうことを総合的に考え、南部リージョンセンターが一番いいのではないかと最初に思っていた。あそこはけっこう広いしと思ったこともあるんですけども、現状それに近い状況からしたら、槇中が、南横山としてはベターと違うのかなと思います。
委員	今おっしゃっているのは片方では利便性を言っています。僕が言っているのは、命の危険性を言っています。利便性は何かの工夫でどうにかできるかもしれませんが、命の代えはないと思います。横山地域の通わなければいけない低学年のお子さんの通学が危険だということを指摘しています。 南横山の通学に対しては今の所バスがあるので、転回場をどういうふうにするか、バスの乗り降りの場所をどういうふうにするか、時間帯を

	どういうふうにするか、クラブの時どういうふうにするかというのは、利用の過程の中で利便性をどういうふうに向上すればいいかという話ですが、今僕が一番危惧しているのは、横山地域の低学年の子ども達が通学路を通る時にバスを出してくれるというなら別です。今の環境でバスは出せないと思います。となった場合に危険な交差点を通る場合に、今言ったように歩道橋を設置するように努力しますであったり、交差点を改良しますであったりと言っておりますが、現実としてそこを通るお子さんの交通量を踏まえて4車線の既存の道路に歩道橋がつくという実例が国ではなかなかないわけですから、作りにくいのだと聞いているのに、頑張って作るように協議しますと言っていたら、協議したらできるのかと期待を持つでしょと言ってるんです。 現実的には全国でどれだけ実例があるのか言えば答えられないはずです。実際調べたらほとんどないことがわかっています。だから、そういった安全を確保できて初めて命についての議論であって、利便性は今後議論ができると思います。 今言ったように可能性はどっちでもいろいろあると思います。槇尾中学校でも横山小学校でも。ただ今、命の危険性を言っている交差点は横山小学校のところには歩道橋があります。裏には歩道があります。あそこの村の中を通る交通量は少ない方です。ところが今言ったように、関西トランスウェイスportsスタジアムのところというのは相当通ります。あそこの道幅のところにグリーンベルトを引いても子どもが安全にそこを通れるのかといったところを危惧しているのです。
会長	今資料4について事務局から説明があって、場所について今、いろいろご意見をお伺いしているところですが、時間のこともありますので、この件については、いろんな方向から見ると、それぞれプラスもマイナスもあるので、やはりその辺も踏まえて今後の審議会での検討かなと私は思っているのですけれども、その辺でいかがでしょうか。
委員	道路の危険性と言っても、歩道橋を作った時に、地元の人から一生懸命、歩道橋を作ってくれと相当要望して大阪府が作ったのですが、ほとんど使っていないのです。今の日本の形態からして歩道橋なんていうのは、ほとんど廃止されて撤去されていく、そういう状況になっている。だから、槇尾中学校のところの危険性と言うけども、私の孫でも10歳になるけれども、下宮の道路を歩いて小学校に行っているわけです。狭い道路を歩いて外環に出て、そういうふうにして行っているわけです。槇中の人は、あの交差点で交通事故にあったことがない。今の小学校のそこ

	ろの交差点で事故がなかったかといえ、大きな事故もあった。外環はものすごいスピードで走ってくるから、どこにいても大変危ない。外環の交通問題については、市から大阪府や警察に言ってできるだけ安全性を確保してもらうように努力してもらわないといけない。 それと通学路の道路については、これもいろいろ危険性は多いけども、横山については様々な面で我々の管理している水路にしても通路を作ったり、我々の土地のところへ通路を作ったところでも、農道を学校の通学道路にしたり、今私の家の前の所は狭いと言うけども、市道がもう一本あり、その市道を生徒がたくさん通ってくる。そこを生徒が通って、児童が通ったら、槇中の信号のところまで行ける。今の通学形態から見て、そんなに危険性があるとは思っていません。 だからそういった意味で、どっちこっちとは私は言いませんけども、そういう交通安全の部分について、どうのこうのというのはもうちょっとお互いに考えてもらった方がいいということを申し述べておきます。
副会長	今、この審議会で様々な意見も出されたことですので、この後に跡地利用の話もあり、事務局の説明でも総合的な判断ということでしたので、次回までに、みなさんも今日のお話を聞いて検討いただいて、審議会での意見を整理するということができればいいかなと思います。
委員	この間もお話しさせていただいたのですが、子どもたちが徒歩で通っているより、小学校のお父さんお母さんの、車での送り迎えが非常に多いので、先ほどもおっしゃっていましたが、槇中に車で来る方、徒歩で来る方、自転車で行く方、そしてバスも当然入ってきますよね。入ってきた保護者が外環の方に右折しようとする。また、下宮の方から来た保護者が右折で入ってくる。その点の安全対策というのを考えていただきたいです。
事務局	学校の校舎の建て方みたいなところもこれから検討していかなければならないところがございますので、そのレイアウトに際しましては当然、送迎の動線も検討しながら、検討していきたいというところがございます。
委員	もう一点だけよろしいですか。先ほどありました特認バスの関係で、今現在75,000円で小学校に行っているという状況です。今現在は小学生ですが、中学生も入ってきます。ということは金額が上がってくる。将来、特認の生徒であってもバス通学はありえる。基本は特認で市の中で募集するのだから、通学の費用を無償ということでしたら、特認の生

	徒も対象にすべきではないのかなということ、基盤に持って今現在の路線バスの金額であつたりという部分と、それが無理でしたら今の金額よりも少ない金額でお願いしたい。というのは特認を入れた時にこれから小中一貫については、特認の方々がおいでになるかならないかで2クラス、極端に言えば1クラスになるかもわからないという不安がたくさんある。そういう部分で一度、補助金についても検討していただきたいと思います。
会長	今いろいろご意見が出ましたが、先ほど副会長から提案がありました。その件についてはご了解いただければ、最後の5点目について進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員	もう一点それとは違うところですが、よろしいでしょうか。 一点お聞きしたいのですけれど、18ページのところに国分町ということで書いていただいています。国分町も含めてということを考えていることで、通学区域の再編等々の考えを持たれていないのかということです。例えば再編するにあたって、今現在の国分町対象児童を1年生から6年生また7年生・8年生・9年生、今の中学校1年生・2年生・3年生なのかということで、その辺の人数というのはわかりますか。
事務局	人数については手持ちの資料はございませんので、次回にお示しさせていただきますと思います。1つ目の質問に対しましては、やはり地域コミュニティの大切さというのが重要視すべきと考えておりますので、今参考としてこの資料には載せさせていただきます。
会長	よろしいですか。それでは、先ほど皆さまのご了解もいただきましたので、最後の5点目について、事務局より説明をお願いします。
事務局	資料5跡地利用に関してご説明させていただきます。 25ページをお願いします 本市では平成28年度に策定いたしました、公共施設等総合管理計画におきまして、公共施設の更新費用が大きな課題となる背景のなか、公共施設の多機能化や民間活力の導入によるコスト削減等を推進していくとしております。 今後、跡地活用を検討していくにあたりましては、これらの要素もふまえた検討を行います。 次に他市の廃校活用事例です。 福祉型農業施設、洋菓子店、体験型研修交流施設、地域コミュニティ

	施設、宿泊施設、シェアオフィスの計 6 件を他市の事例として挙げさせていただきます。 6 件の事例のうち、4 番目～6 番目の事例につきましては、横山小学校・南横山小学校が立地する市街化調整区域においては、公共施設として市が設置する場合のみ立地が認められる可能性があります。 なお、実際に立地を検討する際には、事業内容の詳細など個別の様々な要素が法規制と整合性があるかどうかの確認が必要となります。 続きまして、26 ページをご覧ください。 跡地活用の基本的な方向性ですが、南横山小学校につきましては、南横山地域における地域活力維持に配慮が必要と認識しており、教育の場としてや地域活動の場として活用できることを念頭に検討をすすめてまいります。 横山小学校につきましては、民間による施設活用や、校舎体育館を除却したうえ敷地を売却するなどの検討をすすめていきたいと考えています。 今後の取組みスタンスとしましては、地域の方々と意見交換を行いながら、跡地活用の検討をすすめていき、開校の 2～3 年前頃から、民間活用に関する民間への可能性調査などの実施をしたうえで、最終的にどのような用途で活用していくかを決めてまいりたいと考えています。 また、新校での地域活動空間の確保につきましては、教育委員会と協議しながら検討をすすめてまいります。 跡地活用についての説明は以上でございます。
会長	事務局からの説明が終わりました。 資料 5 について何か質問のある方は挙手をお願いいたします。
会長	質問がないようですので、それでは、本日も、色々なご意見を頂戴し、間もなく 2 時間に達しようかというところでございます。 教育内容の議論の時も申しましたが、前回の意見、本日の意見を確認しますと、この槇尾中学校区において施設一体型小中一貫校を導入することについては、みなさんが前向きに考えておられると感じた次第でございます 最後に、答申に向けた考え方について、確認したいと思いますが、副会長、いかがでしょうか。
副会長	本日の議論の内容からしますと、場所の決定については、次回へ継続としてもらえたと認識しております。小中一貫校の特認校とする方向性は、了解であり、教育内容や資料 5 にありました跡地利用の部分について

会長	ては、答申にどのような内容を記載するかということが重要であると感じました。 ついては、場所の決定も含めて、次回に整理を行う方向としまして、一度、答申の内容案を事務局から提示してもらって、結論をだしてもいいのかなと思います。 副会長のほうから、次回に答申案を事務局より提示してもらいつつ、場所を含めた議論を行い、その議論の内容によっては、答申内容の採択を行いたいと思います。この件について、皆さんいかがでしょうか。 (異議なしとの声)
会長	ありがとうございます。ご異議なしとのご意見をいただきました。それではそのように進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。 それでは、本日の審議会は、次回の継続審議として終了させていただきます。夜遅くまで、進行にご協力いただきありがとうございました。 最後に、事務局より事務連絡をお願いします。
事務局	教育次長の並木でございます。 本日も、昨年年第1回審議会に引き続き、非常に貴重なお時間を頂戴し、ご審議賜りましたことをお礼申し上げます。 本日は夜の遅い時間まで、地域子どもたち、地域の未来のために、様々なご意見をいただきまして、今後の取組みに身の引き締まる思いでございます。 今回のご意見を踏まえ、次回に向けました資料整理は当然のことながら、このような審議を進めていただいているということにつきまして、情報発信にも努めてまいりたいと考えてございます。 なお、次回の審議会でございますが、答申に向けました最終的な整理をお願いすることでございます。日程につきましては、お配りしております資料の表紙の一番下に記載させていただいておりますが、平成31年3月1日、金曜日の午後7時から、本日と同じく、こちらの和泉市コミュニティセンター1階中集会室にて開催させていただきますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。 それでは、本日はどうもありがとうございました。
会長	それでは以上をもちまして、適正就学対策審議会を終了させていただきます。遅くまで本当にありがとうございました。

平成30年度 第2回適正就学対策審議会次第

日時 平成 31 年 1 月 30 日(水)午後 7 時～
場所 和泉市コミュニティセンター1 階中集会室

1. 開会

2. 議事

3. その他

4. 閉会

(参考資料)

資料1 前回の主な意見

資料2 今後の手続きに関して

資料3 教育内容に関して

資料4 学校建設・通学に関して

資料5 跡地利用に関して

※次回、第3回適正就学対策審議会は、

平成31年3月1日(金) 午後7時～ 和泉市コミュニティセンター 1階 中集会室にて
開催予定です。

槇尾中学校区 和泉市適正就学対策審議会委員名簿

	委 嘱 区 分		氏 名
会長	市議会議員	厚生文教委員会委員長	吉川 茂樹
副会長	和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長	小学校長会代表	樹下 堅
委員	市議会議員	厚生文教委員会副委員長	松田 義人
委員	学識経験者	大学教授	冷水 啓子
委員	住民団体の代表者	町会連合会会長	松井 雄三
委員	和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校の校長	中学校長会代表	中塚 寿次
委員	和泉市立小学校、中学校及び義務教育学校に在籍する児童、生徒の保護者	和泉市P T A協議会代表	井上 樹
委員	公募による市民	公募委員	(欠 員)
委員	臨時委員	市議会議員	坂本 健治
委員	臨時委員	市議会議員	飯阪 光典
委員	臨時委員	市議会議員	友田 博文
委員	臨時委員	町会連合会横山校区代表	辻 二郎
委員	臨時委員	町会連合会南横山校区代表	松葉 善太良
委員	臨時委員	横山小学校P T A代表	達 光隆
委員	臨時委員	南横山小学校P T A代表	橋本 和昌
委員	臨時委員	槇尾中学校P T A代表	森島 淳夫
委員	臨時委員	南横山小学校特認保護者代表	松岡 早代

※公募委員については、平成30年8月9日～9月20日まで募集しましたが、応募者がいなかったため、欠員となっています。

資料1 前回の主な意見

ア) 手続き等に関する意見

1	大筋が決定したら、地域や保護者等へ速やかな説明、周知が必要
2	実際の数値やアンケート調査の意見の情報提供が望ましい。
3	南横山小学校の今年の特認は7名であったが、来年度の募集状況を教えて欲しい。
4	今後の特認保護者は不安を感じると思うので、地元説明に加え、特認保護者への説明をしっかりとって欲しい。
5	横山、南横山の地域コミュニティや地域活動が混乱しないようにお願いしたい。
6	南松尾小中学校の移転統合に際して、保護者や地域の方の不安をどのように解消したのか、そうしたことも参考になると考える。

イ) 教育内容関係

1	他市の導入実績、成果を確認したい。
2	学校をひとつにまとめるという壁を超えるには、教育内容の充実が必要。自然を活かした教育以外の取組みも重要と考えるので、都市部や地方のそれぞれの事例を示して欲しい。
3	人口減少のなかで、小中一貫校とすることは選択せざるを得ない。児童生徒数が少なくなることをカバーするのが特認制度なので、市内から来てもらうために特色づくりが重要。 一例として、いじめ専門の教師を配置するなど、「いじめのない学校」を検討して欲しい。
4	児童生徒数が減少し、文部科学省も2クラス以上が望ましいということから、特認制度を利用することになると考える。 その場合、市内全域の保護者に、このような学校があることを広く広報して欲しい。

5	南横山小学校は1クラス20人という上限を設けてきた。1クラス30人ということになると、少人数指導として不安が残るので、出来る限り少人数で願います。
6	南横山小学校からの場所が変わることによって、南横山の特色である少人数制、自然環境、地域との連携が変わってしまうことを不安と聞いている。継続できるものとして、1学年2クラス20人ということをお願いしたい。
7	南横山では、家に居ながら山村留学を感じることができた。今後の意思決定には、これから選択する際の具体的な特色だしが必要。一番大切なのは、少人数と2クラス制で、特認の多くの方が先生の目が届いているという安心感を求めているし、クラス替えができるように、2クラスも必要と考える。
8	小規模校では、一人あたりの経費が高くなるということもあるが、感受性が豊かになるなどのメリットもあるので、認識が必要。
9	南横山小学校を教育施設としても活用して欲しい。
10	南松尾はつが野学園では、後期課程の生徒がやさしくなり、前期課程の児童にとっては、後期課程に成長するうえでの、良い見本となっている状況にある。地域性に即した検討が必要だが、南松尾はつが野学園の状況もお知らせしながら、検討したい。
11	特認保護者を通じて、自然のよさを改めて感じた。特認の方々には感謝している。
12	施設一体型小中一貫校の導入は大賛成。
13	生徒児童の確保のため、特認制度は賛成。
14	人口、子どもの数の減少の打破には、施設一体型小中一貫校は有意義。南横山でのこれまでの実績がなくなるのは残念だが、横山、南横山という地域で物事を考え、新しい教育を実践することで、人口流出の抑制や多くの人が地域に来て、地域が活性化することを期待。
15	南横山小学校がなくなるのではなく、横山のよさもとりにいれて、新しく生まれ変わり、槇尾校区の宝となるよう、今後も多くの意見をとりにいれながら、議論を尽くしていきたい。
16	委員の意見、アンケートの結果から、施設一体型小中一貫校とする方向性については、前向きなものと理解。今後の答申に向けては、教育内容の部分を確認していくことが重要。

ウ)学校建設・通学関係

1	槇尾中学校の敷地を活用することについて危惧する。通学・避難所の視点などから、横山小学校に新校を建設することも考えるので、議論していきたい。
2	地域の人口分布など、どのような状況にあるか確認できる資料を提示して欲しい。
3	槇尾中学校と横山小学校の距離関係が分かる資料を提示して欲しい。
4	事故多発交差点でのあり歩道橋のない国道 170 号の横断にかかる危険性などについて、資料提供をお願いしたい。
5	学校は、楽しく安全に通える場所でないといけない。交通量の多いところでの、無理矢理の右折や渋滞がおこらないようにすることが必要。また、関西トランスウェイスportsスタジアムの利用に際しての安全対策も気になる。
6	南横山小学校からの通学が一番不安で、児童生徒専用の通学バスをお願いしたい。併せて、スムーズに帰宅できる運行体制をお願いしたい。
7	特認バスについても無償にして欲しい。
8	特認保護者も通学方法、費用に不安があるので、特認の児童生徒が通学しやすい環境づくりも考えて欲しい。
9	乗務員のいるバスがあれば、小中一貫校への移行期間中であっても特認の児童・生徒数を確保できるアピールになると考える。通学負担についてもできるだけ軽減して欲しい。

エ)横山小学校跡地利用関係

1	横山小学校がなくなると、迅速な避難活動に懸念がある。
2	横山小学校がなくなると、独居老人の避難が大変。小学校の横に公民館があるが、大阪府に工事を実施してもらえないため、配慮して欲しい。
3	横山小学校は、校舎除却と記載されているが、指定管理者制度を用いた活用事例もあるので、そうした先進事例を次回に示して欲しい。
4	この猛暑に勘案し、他市では屋内プールの検討をしているとのことで、横山小学校跡地にそうしたプールを建設すれば、市内からの利用など、地域の活性化にもつながると考える。

オ)南横山小学校跡地利用関係

1	南横山には、保育園、農協がなくなり、そのうえ小学校がなくなると、納涼大会など、地域が集まる場所、コミュニケーションの場所がなくなるので、地域住民は大変不安。小学校の活用方法についても、逐一、地域に説明をお願いしたい。
2	小中一貫校の話が優先されており、南横山小学校の跡地について、南横山の方々は不安に感じているので、並行して話を進めて欲しい。
3	南横山小学校を教育施設として利用して頂きたい。自然環境や地域産業に関する活用とともに南横山地域の人との世代を超えた拠点となり、生涯学習の場として、地域の方々が力を発揮できる場になればと考える。

資料2 今後の手続きに関して

●更なる周知に向けて

- ・1月にアンケート調査結果、本審議会の開催について以下のとおり対応済み。
 - ・就学前児童の保護者に対して郵送にて配布
 - ・小学生、中学生保護者については、同様の内容を学校経由で配布
 - ・地域の方々に対しては、地域の校区長、町会長を通じて回覧を実施
 - ・その他、従前どおり市HPにも掲載し、広く意見も募集
- ・2月には、PTA、町会役員等地域関係者との意見交換会を開催予定。
 - ・今回の審議会内容を含めた現状について、直接説明予定
 - ・4月以降の取組み(準備委員会の設立)についても、事前にアナウンスし、事務引き継ぎ等を依頼
- ・施設一体型小中一貫校の特認校とする方向性が決定された場合には、さらなる周知を検討

●平成31年度の南横山小学校における特認児童の募集状況、今後の対応について

【予定】

平成30年12月末現在

	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
地元	5	4	2	9	7	4	31
既特認	0	7	18	12	11	4	52
新特認	13	1	0	0	0	1	15
計	18	12	20	21	18	9	98

方針が決定されれば、次年度向け入学説明会においても、今年度以上の詳細な説明を検討

●横山、南横山の地域コミュニティ、地域活動について

現状の取組みについて、町会活動を所管する部局に報告済み。
 小中一貫校とする方向性が決定され次第、地域活動が円滑に進むよう、町会連合会にて連携の調整をお願いする予定。

●南松尾小中学校の移転統合に係る不安解消対策について

資料3の教育内容や資料4の通学等の説明に際し、南松尾小中学校の移転統合における事例を交え説明

- (例) 教育内容の決定、通学路対策、スクールバス導入経緯など
その他、方針決定後の準備委員会でも事例紹介を行い、不安解消に努める

●開校までの準備について

【現在の横山小学校と南横山小学校の交流状況について】

- ・合同水泳教室
- ・陸上競技会に向けた合同練習
- ・榎尾っ子まつりでの音楽交流

【現在の小学校と中学校の交流状況について】

- ・陸上競技会の練習に榎尾中陸上部が参加
- ・榎尾中学校合唱コンクール鑑賞 横山小と南横山小の6年生が参加
- ・3校合同の支援学級交流会
- ・6年生対象の体験学習
- ・中学生による職場体験
- ・中学校との給食交流会

【その他】

- ・小学校間での英語学習推進のための専科指導の充実
- ・「翔け榎尾っ子の会」主催による「榎尾っ子まつり」
→ 3校のPTAが協力して開催
- ・合同授業研修(研究授業、検討会)
- ・3校PTA懇親会

【開校をめざした更なる交流事業について】

- ・合同の遠足や社会見学、宿泊行事等
- ・各校の学校行事への参加
- ・スポーツ交流
- ・榎尾中学校での授業体験(中学校登校日の設定)
- ・榎尾中学校での部活動体験
- ・授業交流(各教科の授業での意見や考えを共有)
- ・PTA合同行事の充実

資料3 教育内容に関して

●大阪府内他市の導入実績について

【義務教育学校】(平成28年度より制度化) 4校

- ・守口市 さつき学園 H28 年
- ・和泉市 南松尾はつが野学園 H29 年
- ・池田市 ほそごう学園 H30 年
- ・羽曳野市 はびきの埴生学園 H30 年

【施設一体型小中一貫校】 11校

- ・箕面市 とどろみの森学園(止々呂美小、止々呂美中) H20 年
- ・箕面市 彩都の丘学園(彩都の丘小、彩都の丘中) H23 年
- ・能勢町 能勢ささゆり学園(能勢小、能勢中) H28 年
- ・八尾市 高安小学校、高安中学校 H28 年
- ・大阪市 やたなか小中一貫校(矢田南中、矢田小) H24 年
- ・大阪市 いまみや小中一貫校(今宮中、新今宮小) H27 年
- ・大阪市 むくのき学園(中島中、啓発小) H26 年
- ・大阪市 日本橋小中一貫校(日本橋中、浪速小) H29 年
- ・大阪市 咲洲みなみ小中一貫校(南港南中、南港みなみ小) H30 年
- ・堺市 さつき野学園(さつき野中・さつき野小) H24 年
- ・堺市 大泉学園(大泉小・大泉中) H25 年

※義務教育学校と施設一体型小中一貫校の違い

	義務教育学校	施設一体型小中一貫校
修業年限	9年	小学校6年、中学校3年
施設形態	施設一体型	
組織・運営	一人の校長 一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織
免許	原則 小中学校の両免許状を併有 (兼務申請不要)	所属する学校の免許状を所有 (兼務申請必要)
教育課程	・9年間の教育目標の設定 ・9年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	
標準規模	18 学級以上 27 学級以下	小学校、中学校それぞれ 12学級以上18学級以下
通学距離	おおむね6Km 以内	小学校はおおむね4Km 以内 中学校はおおむね6Km 以内

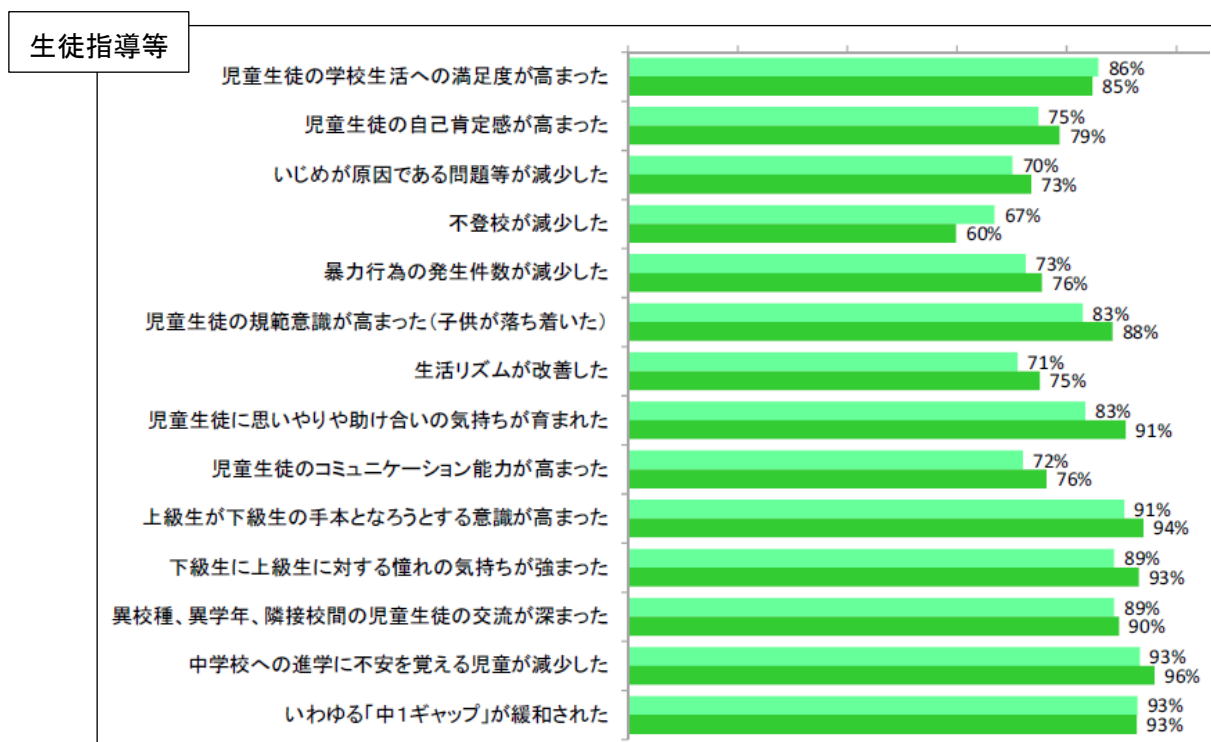
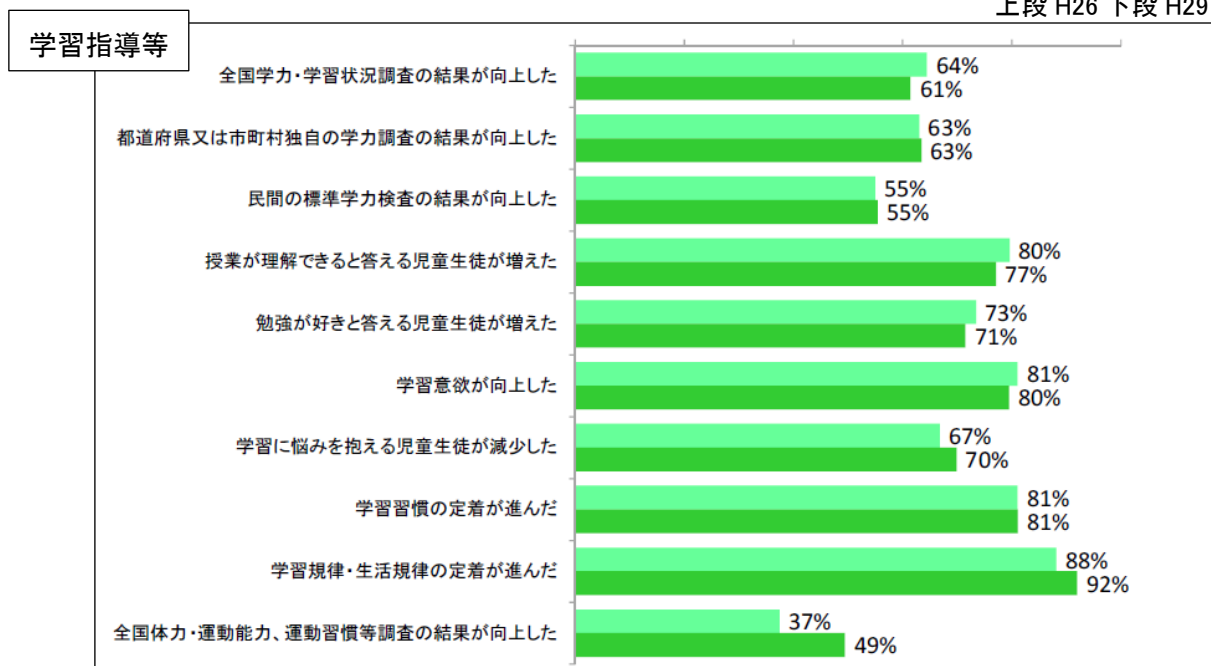
※槇尾中学校区では、義務教育学校で設置を検討。

●他市の導入成果について

- ・小中の教員が継続的に子どもの成長を見守り、支える意識が増えた。
- ・異校種の教員が日頃から意見交換を交わし、研修や授業研究を共に実施することで児童生徒への理解や授業改善が図られている。
- ・児童生徒の「おもしろい」と「あこがれ」の気持ちを育む面で成果が大きかった。
- ・進学による新規不登校生が0になった。
- ・学校行事の活性化が見られ、活気が出ている。
- ・小中の教科ごとの学習内容が確認でき、授業での取組みに活かすことができた。
- ・小中で交流できる機会が多く、発達段階に応じたアプローチができた。

【小中一貫教育の導入状況調査】(文部科学省 平成 29 年 3 月)

上段 H26 下段 H29



●小中学校が同じ学び舎となることでの生徒指導面(いじめ等)で充実が期待されること

- ・小中の教員による校種を超えた児童生徒の見守り
- ・中学校に配置されている生徒指導主事を中心とした、小中を見渡したいじめ防止・対応に向けた組織体制の強化
- ・異学年交流等を通じた児童生徒の心情面の醸成によるいじめが起こりにくい学校づくり

●他市での特色ある教育内容の実践について

【箕面市 とどろみの森学園】

- ・総合的な学習や生活科での里山体験、地域理解学習
 - びわの袋かけやしいたけ菌植え、炭焼き、森林整備体験など
 - NPO 法人が地域と学校をつなぐ役割

【能勢町 ささゆり学園】

- ・地域と共に歩む「グローバル能勢」⇒ ふるさとの良さを継承できる子の育成
 - 菊炭づくりの体験や栗の栽培など特産物を活かした地元への愛着の育み
 - 「能勢の浄瑠璃」の体験学習を通した文化・伝統の継承
- ・「グローバル英語」⇒ 自分の思いや考えを伝えることができる
 - 小学校1年生から週3回の短時間英語活動
 - 大学や高校の留学生等とも交流

【堺市 大泉学園】

- ・近隣の緑地公園を活かしたネイチャーサイエンス(自然科学)学習
- ・自然とのふれあいから植物・生態観察を通した自然探求までの系統的な学習活動

※地域環境を活かした教育、地域と連携した教育の推進

- 例：宮島学園(廿日市市) → 9年間の「世界遺産教育」、「環境教育」、「国際教育」
→ 外国人観光客との交流、宮島ボランティアガイド(英語)

※地域を教材とした教科の創設

- 例：「子ども堺学」(堺市)、「高安学」(八尾市立高安小学校・中学校)
「塩浜ふるさと防災科」(市川市立塩浜学園)

※独自の教科の創設

- 例：「市民科」(品川区) → 職業体験など実学的な内容を盛り込んだ単元構成
→ 「道徳」、「特別活動」、「総合的な活動の時間」を統合
→ 「自己管理」や「人間関係形成」、「自治的活動」、「文化創造」、「将来設計」の5つ領域で構成

●新設校における特色ある教育活動の展開について

【内容の決定時期について】

- ・準備委員会を通じて、当該校長(学園長)が決定するもの
- ・ただし、本審議会での結果を教育委員会から学校現場に伝えることや準備委員会を通じた議論が行えるようにする。

【特認校とすることについて】

- ・1学年2クラスを確保し、クラス替えの可能な環境の確保
- ・研究モデル校指定や他校にはない部活動などの特色、魅力ある教育環境
- ・南横山小学校での経験を活かし、地域が他の区域の子どもを受け入れる環境確保
- ・募集にあたっては、広く市内に周知活動を実施
(参考) 今年度の南横山小学校の募集活動
 - ・市広報、ホームページへの掲載
 - ・市内各保幼こども園及び小学校への募集案内、ポスターの配付
 - ・市内各保幼こども園への巡回説明会開催
 - ・各町会でのポスター掲示
 - ・市役所電光掲示板での周知

【1学級あたりの児童・生徒数の考え方について】

- ・南横山地域、特認からは1学級30人は多いとの声が多いことは認識
→ 1学級25人程度の規模について研究を行う
- ・同じ学び舎に在るといふ義務教育学校の利点を活かし、府教員を十分に活用した効果的な指導体制を検討
- ・今後、国、府制度の動向を確認しつつ、きめ細かい教育と切磋琢磨する機会を確保し、特認校の魅力にしてい

【南横山小学校の教育的施設の活用について】

- ・各教科、総合的な学習、特別活動等の学習活動での活用
 - 植物の採集、観察
 - ボランティア活動、生産活動等の体験活動、キャリア教育
 - 炭焼き、笹踊り等を通じた地域の伝統文化の継承や地域交流
- ・スポーツや各種文化教室など生涯学習施設として
- ・自然環境を活かした教育活動施設として
 - 野外活動、宿泊行事、星空観察等
- ・自然体験、ものづくり体験施設として
 - 木工、農林業等の体験、研修

【特色ある教育内容の検討案について】(前回資料の再掲載)※検討イメージです

○施設一体型の特色を活かした取組み

- ・高学年による低学年への読み聞かせ、交流給食などの多様な異学年交流
- ・体育や音楽、算数、英語などにおける中学教員による小学校での専科指導
- ・小学校からの部活動への参加
- ・小中教員による系統的な学習・生活指導

○地域資源、地域の特色を活かした取組み

- ・理科、総合学習などでの自然環境を活かした学習
- ・関西トランスウェイスportsスタジアムや南部リージョンセンターなど地域施設を活用した教育
- ・農業、林業などの地域産業、地域伝統の継承をめざした教育

○特認校としての取組み

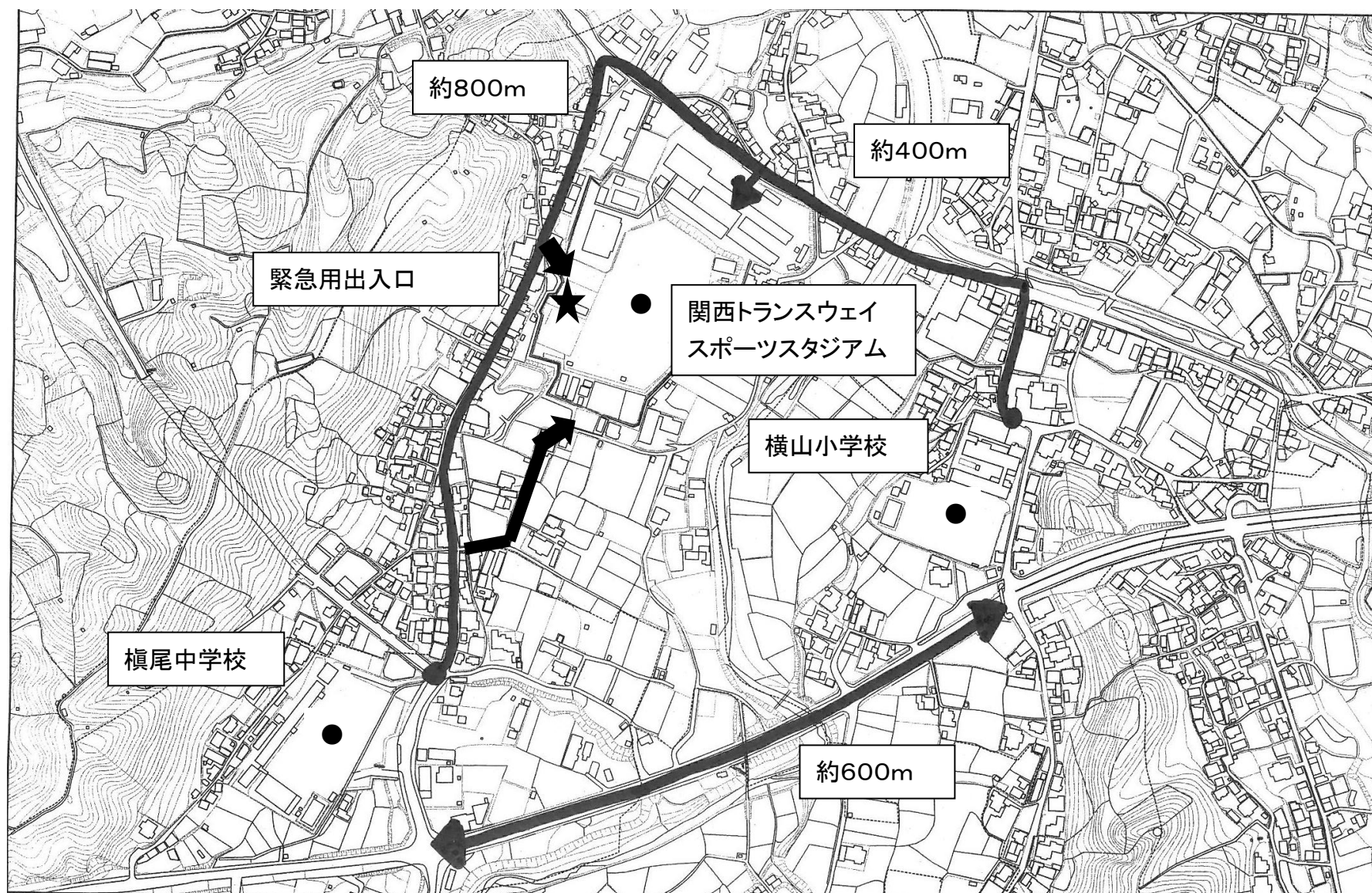
- ・英語教育、情報教育などのモデル校指定
- ・魅力ある部活動の創設
- ・民間活力や地域人材を活用した放課後学習環境の充実

資料4 学校建設・通学に関して

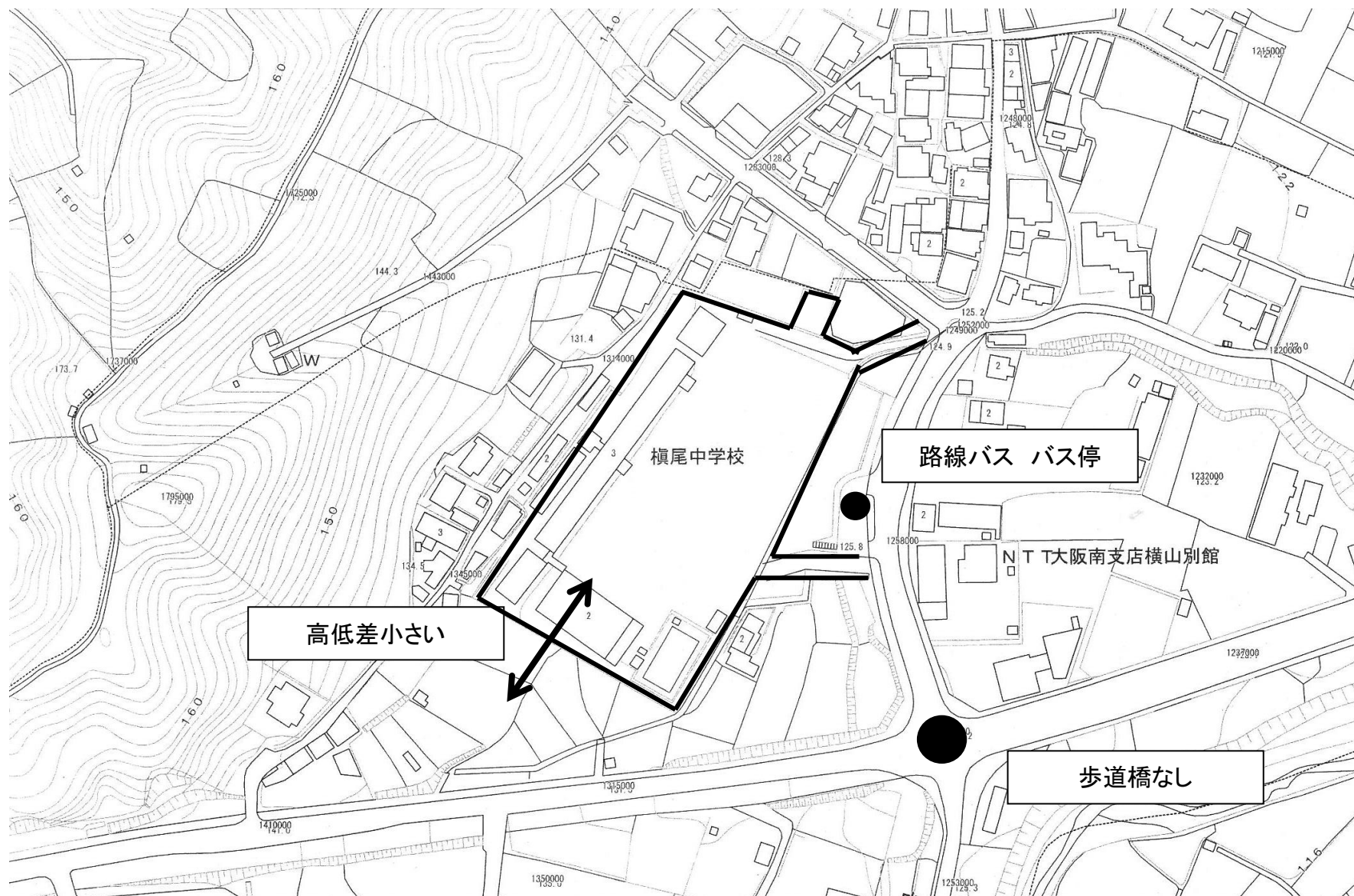
●学校建設予定地における議会での指摘事項

	質問	答弁
1	横山小学校、槇尾中学校以外の敷地の検討内容について	法的制限などから用地買収に時間を要することや市有財産の有効活用という財政的視点から両校を候補地として絞り込みを行った。
2	横山小と槇尾中を比較し、槇尾中とした理由について	横山、南横山の両校区が通学する場所で、現状の面積が広く、良好な校舎レイアウトが期待できるため。
3	次の点で横山小学校の敷地を活用すべきと考える。 国道 170 号における槇尾中学校南の交差点は、事故多発交差点であり、横山小学校には歩道橋が整備されている。 南横山地域の避難所は南部リージョンセンターであり、新しい学校が槇尾中学校敷地にできると、善正町や南面利町から遠くなり、迅速な避難が困難。 横山小学校には、今後廃止が計画されている横山住宅が隣接し、隣接農地を活用すれば、さらに拡張できる。 跡地利用の観点では、槇尾中学校敷地の方が民間利用しやすい。 建設工事の際に広い槇尾中学校敷地に横山小学校の児童が一時移転すれば、安全でかつ短い期間で建設コストを抑制しながら建設可能となる。 横山小学校の敷地を活用すると、スクールバスの運営経費が不要。(通学も体力向上の手段のひとつでもある。)	様々な視点はありますが、以下の内容を含め、総合的に判断。 横山、南横山の両校区から通学する学校。 現状の敷地が槇尾中学校の方が広く、横山小学校の隣接する場所の一部は、高低差が5mを超え、バスの進入を考えた場合の周辺道路の状況など、槇尾中学校の方がより良好な校舎レイアウトを期待できる。 槇尾中学校を一時的に活用する場合には、教室数が不足し、職員室等の対応含めプレハブ教室が必要。 工事の際には一時移転の選択肢はあるが、建設の際には、在校生への配慮をしたい。
4	槇尾中学校南の交差点は、交通事故が多く(事故件数状況は、別に記載)、どのような対応が考えられるか。	庁内関係部局、道路管理者である大阪府との協議、調整を予定。学校の場所の移転をしっかりと説明し、必要な対策を要望したい。
5	要望だけでは、実現性に乏しく、他の対策は考えられるか。 なかなか、安心できるものでなく、大丈夫か不安。	通学時におけるボランティアの方々の協力、中学生との横断等、様々な対策は講じたい。

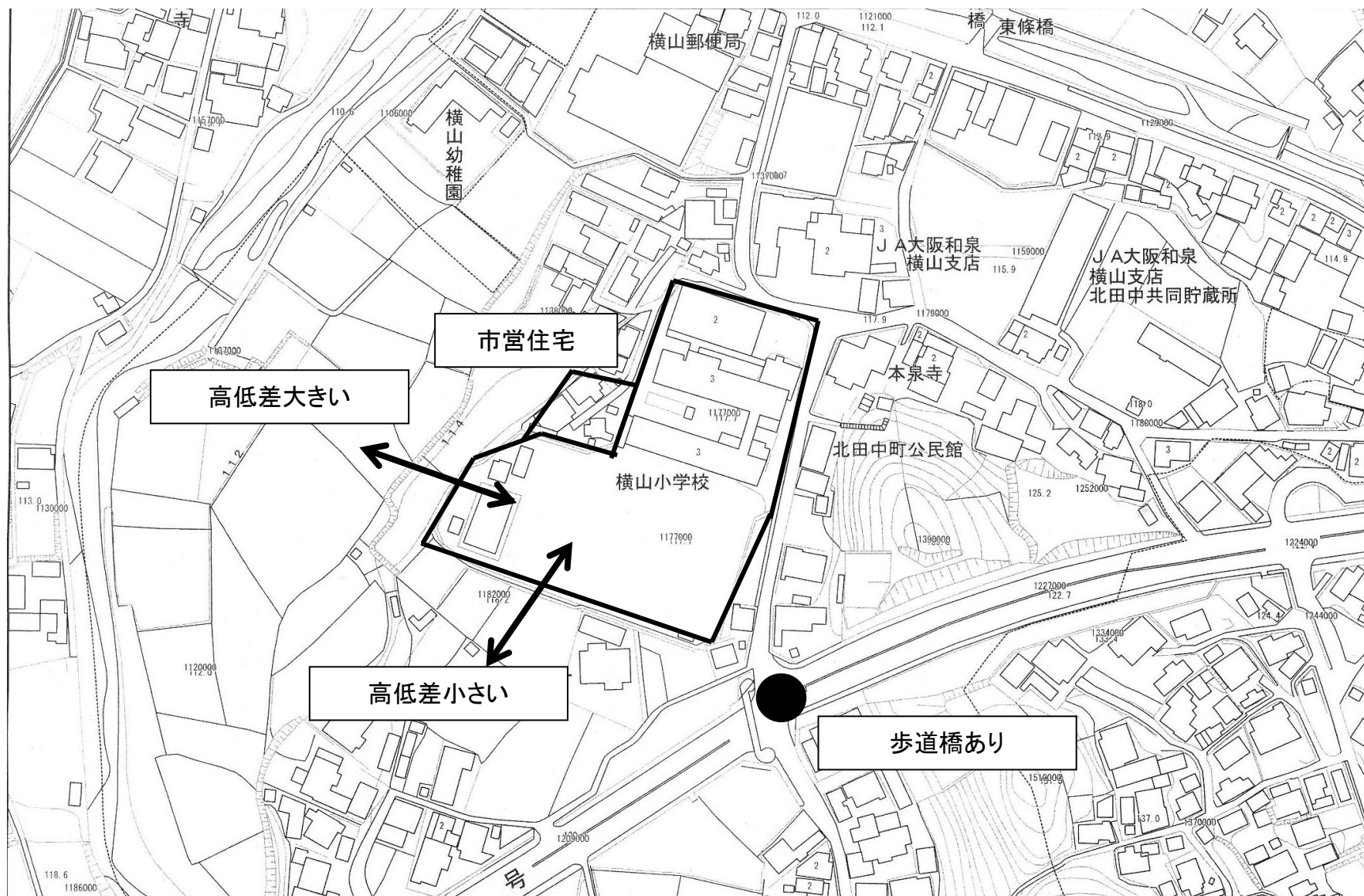
● 槇尾中学校、横山小学校、関西トランスウェイスportsスタジアムの位置関係



● 槇尾中学校周辺詳細図



●横山小学校周辺詳細図



●地域住民、児童生徒の状況(平成 30 年 5 月 1 日付)

横山地域

	地域	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	7年	8年	9年	小計
坪井町	628	2	5	4	2	6	3	22	5	3	6	14
小野田町	585	5	3	4	4	4	4	24	3	6	7	16
下宮町	453	0	1	2	3	3	7	16	2	1	7	10
仏並町	791	6	6	0	4	4	8	28	3	9	10	22
北田中町	423	3	5	1	5	0	4	18	1	3	0	4
岡町	224	1	1	2	0	1	0	5	1	3	2	6
九鬼町	240	1	0	0	2	1	2	6	0	3	4	7
小計	3,344	18	21	13	20	19	28	119	15	28	36	79
善正町	287	2	0	2	3	0	3	10	1	1	2	4
福瀬町	787	5	4	7	10	6	8	40	3	2	8	13
南面利町	285	1	2	0	2	2	0	7	1	0	1	2
槇尾山町	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	1,370	8	6	9	15	8	11	57	5	3	11	19
計	4,714	26	27	22	35	27	39	176	20	31	47	98

※下段が、通学に2kmを超えると想定する地域

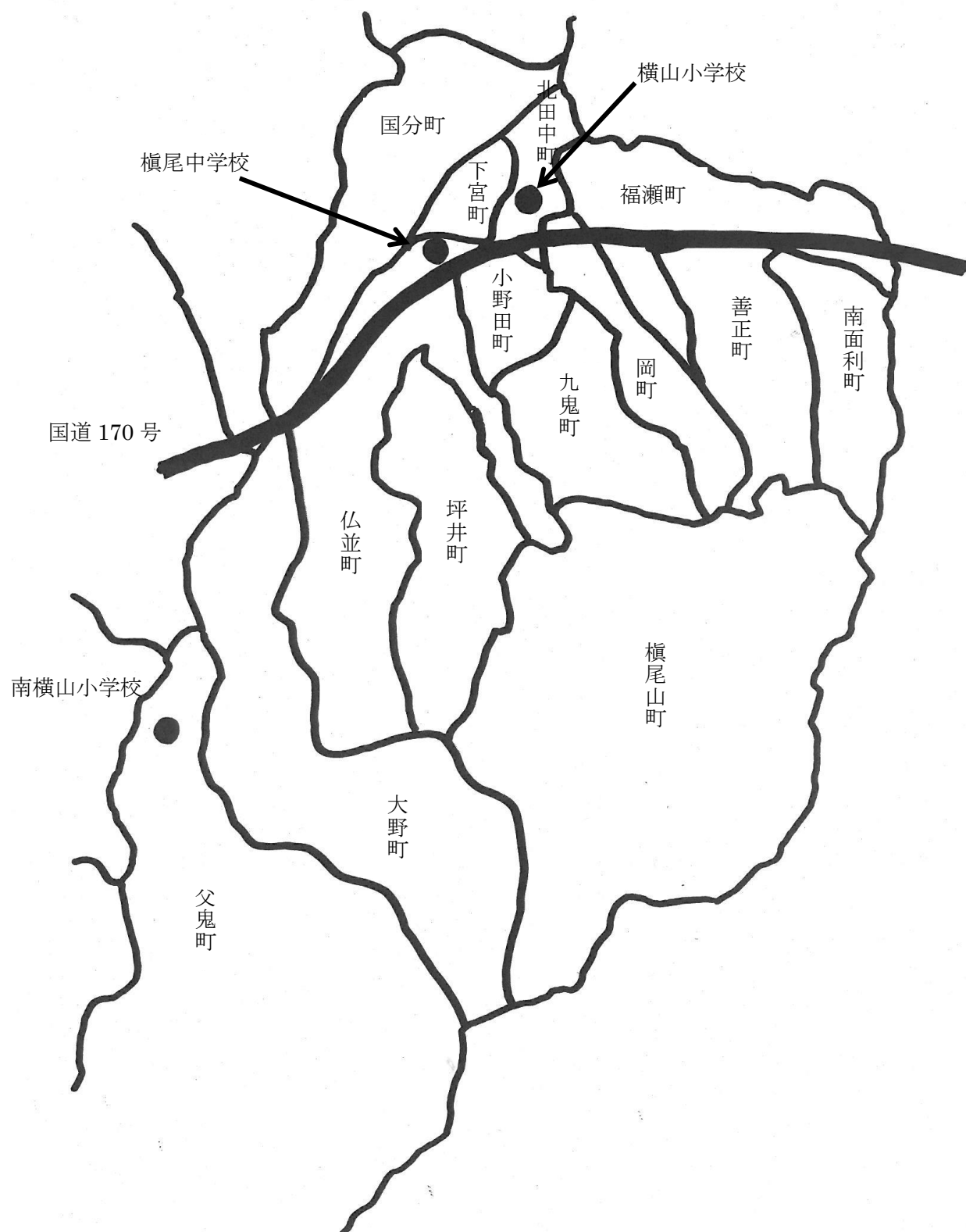
(参考) 一部、横山小、槇尾中学校に通学の選択が可能

	地域	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	7年	8年	9年	小計
国分町	983	1	0	0	1	1	0	3	0	0	0	0

南横山地域

	地域	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	7年	8年	9年	小計
大野町	519	2	1	5	2	2	2	14	0	3	2	5
父鬼町	380	2	1	4	5	2	2	16	1	5	6	12
計	899	4	2	9	7	4	4	30	1	8	8	17

●各学校と町の位置関係



●小学校、中学校等の距離(バス路線距離)関係について

横山地域における横山小学校までの距離関係について

榎尾中学校	横山小学校	福瀬新田バス停	南面利バス停
約1.3km	★	約1.2km	約2.1km

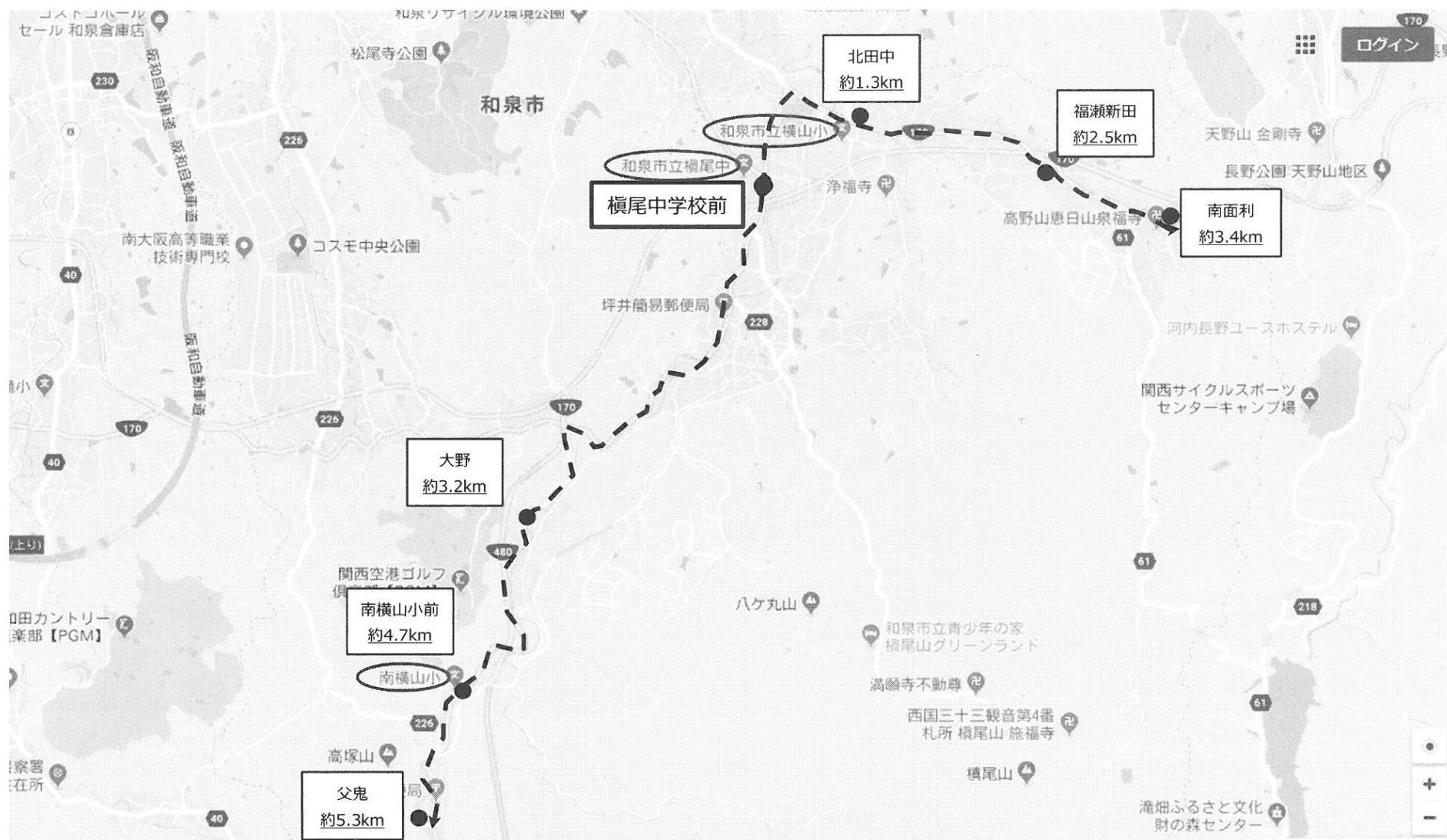
横山地域における榎尾中学校までの距離関係について

榎尾中学校	横山小学校	福瀬新田バス停	南面利バス停
★	約1.3km	約2.5km	約3.4km

南横山地域の場所から榎尾中学校までの距離について

父鬼バス停	南横山小バス停	大野バス停	榎尾中学校
約5.3km	約4.7km	約3.2km	★

●通学距離確認



●「槇尾中学校南」交差点の人身事故の発生状況及び交差点改良に向けた取組みについて

【年別人身事故件数】

	H29	H28	H27	H26
人身事故件数	6件	0件	2件	2件

※すべて車対車の人身事故

【交差点改良に関する現状の取組み及び今後の対応方針】

- ・国分トンネル及び国道 170 号の管理者は、大阪府
- ・これまでも国分トンネルからの渋滞解消(右折レーン、右折信号の設置等)対策を大阪府へ要望しているところ
- ・小中一貫校の方針が決定されれば、小学生が通う場所の変更に伴うさらなる安全確保の充実が必要な旨要望を行う予定

●南松尾はつが野学園開校に係る通学路の安全対策及び槇尾校区での考え方について

【南松尾はつが野学園での実績】

- ・開校の前々年度に想定される通学路の状況を検証
- ・整備可能な箇所について、関係部局と協議
- ・必要となる歩道柵、道路照明等の予算を計上し、前年度に整備

【新設校での対応方針】

- ・通学路対策については、学校における準備委員会で確認し、同様の対策を検討
- ・道路照明、グリーンベルト等可能な対策を整理し、関係部局と協議していきたい
- ・大阪府に対しても必要な要望を実施していきたい
- ・校舎建設に係る基本構想でも、動線を含めた検討を行いたい

●スクールバスの導入について

【現在の路線バスの状況】

○南横山地域(平日)

父鬼から槇尾中方面

民間単独の路線バス	1日 4本 11:14、14:14、15:14、17:08
市が助成する路線維持バス	1日 4本 05:59、06:29、07:00、07:42

槇尾中から父鬼方面

民間単独の路線バス	1日 4本 10:33、13:33、14:33、16:33
市が助成する路線維持バス	1日 6本 07:05、18:03～21:13の間に5本

○横山地域

東南面利から槇尾中方面

- ・民間単独の路線バスとしては、午前には槇尾中学校前に停車する運行なし。
横山小学校へは、最寄りの横山高校前に停車する民間単独のバスの運行あり。
- また、登校時間に合う市単独バス(地域バス)も運行しているが、下校時間については、一部の学年の対応できない。

小川口から槇尾中方面

- ・横山小学校を経由し槇尾中学校前に停車する市単独バス(地域バス)あり。
- ・下校時間に制約あり。

市単独バス

東ルート	東南面利～善正町、福瀬町～横山小学校～北田中町、小野田町、仏並町～槇尾中学校	
	朝 08:16 横山小学校着 08:32 槇尾中学校着	昼 14:36 槇尾中学校発 14:51 横山小学校発 16:25 槇尾中学校発
西ルート	小川口～坪井町、九鬼町、岡町～横山小学校～北田中町、下宮町～槇尾中学校	
	朝 07:53 横山小学校着 08:00 槇尾中学校着	昼 15:41 槇尾中学校発 15:57 横山小学校発

【基本的な考え方】

○槇尾校区についての見解

- ・現在の路線バスについても、市が補助を行い、路線バスを運営している状況
- ・児童生徒用のバスを用意することで、地域におけるバスの運行減が懸念
- ・バス路線の変更も検討必要な状況
- ・抜本的な見直しを含めて、児童生徒、地域にとって望ましい形態の検討が必要
 - 運行本数についても、授業等の時間帯に一定配慮を行う予定
 - そのなかで、路線バス、スクールバスの活用について整理

○参考：南松尾はつが野学園での実績

- ・まずは、路線バス事業者と、新たなバスルート設定について協議
- ・路線バス事業者から設定が困難との回答を受け、スクールバスを用意
- ・乗務員の乗車はなく、運転手のみの運行

●特認バスについて

【中学生を対象とすることについて】

- ・新設校の後期課程の特認生徒も対象

【費用負担について】

- ・現状においても、半額は公費負担をしている状況も踏まえ、費用負担は検討
- ・色々な通学対策、負担軽減方策について、準備委員会で検討

【乗務員の乗車について】

- ・南松尾はつが野学園の状況も勘案し、対応は困難

資料5 跡地利用に関して

●公共施設総合管理計画

- ・平成28年度策定
- ・公共施設の老朽化が進行、その更新費用が大きな課題
- ・財政状況や人口減少等、社会情勢の変化への対応が必要
- ・公共施設の整備に係る優先度の整理、公共施設の複合化や多機能化による機能集約、民間活力の導入によるコスト削減等を推進

●他市廃校活用事例

No.	市町村	利用名称	事業主体	概要	横山小	南横山小
1	福島県三春町	福祉型農業施設	民	葉物野菜の水耕栽培により障がい者等を雇用する福祉型農業施設として活用。	○	○
2	和歌山県串本町	洋菓子店	民	調理室を厨房として活用し、地元農産物を産地で加工して販売する洋菓子店として活用。材料を地元の生産者から直接仕入れることで地域活性化に取り組んでいる。	●	×
3	大阪府貝塚市	林業・農業体験型研修・交流施設	民	バーベキューコーナー、温泉、レストラン、研修室などの機能を有する。各種季節のイベントを開催し、地域のつながりを強化する機能を果たしている。廃校活用は体育館のみ。	▲	▲
4	千葉県南房総市	地域コミュニティ施設	民	教室棟を貸しオフィスや簡易宿泊所、飲食スペースなどに改修、トイレやシャワーも完備、校庭では小屋付き市民農園を整備し、廃校を新たな交流の場「シラハ校舍」として地域活性化に取り組んでいる。	△	△
5	徳島県三好市	カフェ・宿泊施設	民	コミュニティスペースと宿泊施設を併設し、周囲の素晴らしい自然に溶け込むことを目指した活用法で、訪れる人々を癒し、非日常の時間を提供することを心掛けた場づくりを行っている。	△	△
6	高知県土佐町	シェアオフィス (同じスペースを複数の利用者によって共有するオフィス)	民	一階部分を地域住民交流の場として、二階部分をシェアオフィスとして活用。	△	△

市街化調整区域における立地が認められる可能性

※最終的な可能性の判断には、事業内容の詳細と法規制との整合性等の確認が必要となります。

○:あり

●:下記の条件を全て満たす場合にあり

学校を中心とした半径300mの区域内に、住宅が100戸以上存在し、同範囲内に同種の店舗がないこと
敷地面積を600㎡以下で設定可能であること
延べ面積を30～200㎡で設定可能であること

▲:温泉施設を併設した宿泊施設の場合にあり

△:事業主体が民の場合は不可だが、事業主体が市の場合にあり(市の施設としての設置条例が必要)

×:不可

●南横山小学校について

【基本的な方向性】

- ・南横山地域における地域活力維持に一定の配慮が必要と認識
- ・土地の売却処分は実現性に乏しいと認識
- ・教育委員会の要請に基づき、教育の場として活用できることを念頭
- ・地域活動としての利用可能性についても検討必要
- ・校舎の再利用もしくは、除却のうえ、再整備も検討必要

【今後の取組スタンス】

○あと地活用について

- ・地域の不安が軽減できるよう、定期的な地域への情報発信を実施
- ・当面は、様々な可能性について、研究、情報提供が中心
- ・開校の2～3年前頃から、民間活用に関する可能性調査などの実施を計画

●横山小学校について

【基本的な方向性】

- ・校舎体育館の除却は基本と認識
- ・原則として、新校が避難所となる
- ・民間による施設活用をはじめ、地域活性に寄与する形が理想

【今後の取組スタンス】

○新校での地域活動空間の確保について

- ・地域の利用スペースについて、教育委員会と協議
- ・設計に際して、教育委員会と協議

○あと地活用について

- ・開校の2～3年前頃から、民間活用に関する可能性調査などの実施を計画